

平成 28 年 10 月 12 日

◎明神委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。（10 時 0 分開会）

本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、10 月 17 日月曜日の委員会で協議をしていただきたいと思います。

それでは、お諮りします。日程について、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なし）

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることにします。

《商工労働部》

◎明神委員長 最初に、商工労働部についてであります。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎中澤商工労働部長 それでは、商工労働部の提出議案について、概要御説明をさせていただきます。

初めに、補正予算議案です。当部では、一般会計で予算の増額が 4 件、債務負担行為の増額 2 件、計 6 件の補正をお願いしています。補正の内容ですけれども、現年予算にしましては、②の資料、議案説明書の 31 ページをごらんいただけますでしょうか。現年予算の商工労働部補正予算総括表です。商工労働部の補正予算としましては、補正額の合計欄、2 億 7,900 万円余りの増額補正をお願いしています。

商工政策課の所管分です。高知市布師田の高知ちばさんセンターの格子つり天井の撤去、そして電灯の LED 化などに伴います工事の実施設計に係る費用に対して補助しようとするものです。

その次の工業振興課の所管分です。新たな技術開発を通じて第一次産業や防災関連産業など、さらなる振興を図るため、高知版 I o T を推進しようとするものです。また、債務負担行為として、県内企業のものづくりの企画段階から、試作機開発、製品改良、設備投資に係る費用の一部を助成する「ものづくり産業強化事業費補助金」の債務負担行為の増額をお願いするものです。

次に、新産業推進課の所管分です。高知版 I o T の取り組みの一つとしまして、I o T 技術の実証研究を実施しようとするものです。

最後、企業立地課の所管分です。企業の設備投資等に対する補助金の現年予算及び債務負担行為の増額をお願いするものです。

以上が補正予算で、条例その他議案については1件です。(仮称)高知一宮団地の団地整備工事を施工するための請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び高知県契約条例第2条によりまして議決をお願いするものです。議案の詳細については、担当課長から後ほど御説明させていただきます。

また、報告事項が2件、報告させていただきたく思っております。まず、商工政策課分です。第3期産業振興計画(商工業分野)上半期の進捗状況について。次に、経営支援課から高松高等裁判所に控訴してございました詐害行為取消請求控訴事件の判決が9月20日に出されましたので、その概要等について御説明させていただきます。これも後ほど担当課長から詳細御説明申し上げます。

最後に、前議会の閉会後からこれまでの間の審議会の開催状況について御報告いたします。お手元の青色インデックスの資料、商工労働部、2つ目の報告事項の一番最後、6ページをお願いします。審議会の状況の表で整理をさせていただいています。

経営支援課で所管してます高知県大規模小売店舗立地審議会です。平成28年6月28日と7月28日に開催しています。今回の審議会では、2件の店舗の新設案件について御審議いただきまして、交通や騒音など周辺地域に配慮すべき事項について、いずれも意見なしとの答申をいただいております。それから下の段は、雇用労働政策課の所管分の高知県職業能力開発審議会です。第10次高知県職業能力開発計画等に関連しまして、6月29日と9月14日に、それぞれ第1回、第2回の審議会を、そして8月2日には第3回の小委員会を開催しております。詳細はこの審議項目のとおりです。

以上で、総括の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈商工政策課〉

◎明神委員長 商工政策課の説明を求めます。

◎鍵山商工政策課長 商工政策課の鍵山です。

私からは、補正予算について御説明させていただきます。今回、商工政策課からの説明は提出議案であります9月補正予算1件です。

それでは、議案説明書の②の32ページをお開きください。今回の補正は、高知市布師田の高知ちばさんセンターのつり天井の撤去、また電灯の落下対策などに伴う工事の実設計に係る費用としまして、施行主体でございます高知県産業振興センターに対して、高知市と協調して補助を行うものです。これは、同じつり天井の構造を持つ県立武道館におきまして耐震性がないとの判断がされたことに伴いまして、県の建築課のほうから高知ちばさんセンターについても耐震性の確認に関しましてアドバイスがございまして、ことし

5月から構造計算を実施したところ、耐震性が十分でないということが判明したことによるものです。また、実施設計が完了した後の工事については、来年度予算でお願いをすることになると思いますが、実施設計の作業を進めながら必要な工事費を精査してまいります。

以上で、商工政策課からの御説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 つり天井以外で、照明もですけど、それ以外は大丈夫ですか。例えばガラスとか、相当ガラス部が多いですね。当然、強化ガラスとか使っているのかもしれませんが、この間の竜巻突風災害でも、強化ガラスでも割れているところがあったりしてるんですけど、この機会に、あそこのガラス部分というのは何か手だてはしなくてもいいんでしょうか。

◎鍵山商工政策課長 現在のところ、建物自体の耐震性は十分あると聞いております。委員がおっしゃいましたように、ガラスの部分については、まだ十分調査されていない部分があると思いますので、今後、実施設計をする中でそういった面も検討していきたいと思っております。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈工業振興課〉

◎明神委員長 次に、工業振興課の説明を求めます。

◎栗山工業振興課長 工業振興課長の栗山です。

議案説明書②の 33 ページをお開きください。I o Tの推進に係る事業費についてでございます。本年度から新たに取り組みを開始いたしました高知版 I o Tの推進について御説明させていただきます。商工農林水産委員会議案補足説明資料の赤のインデックス、工業振興課をごらんください。

I o Tとは、あらゆるものをインターネットにつなげ、それを通じて収集・蓄積されるビッグデータをもとに分析し、最適な手段を選択し実行することで新たな価値を生み出していく仕組みです。農業、林業、水産業など第一次産業はもとより、製造業や医療・介護などさまざまな分野での活用が期待されています。本年6月2日に閣議決定された日本再興戦略 2016において、第四次産業革命を主導する最大の鍵として I o Tが掲げられており、人口減少社会における人手不足を克服するために不可欠な取り組みとして位置づけられています。

こうしたことから、高知版 I o T推進につきましては、ポンチ絵上段真ん中に紫色で I o T活用の狙いを記載していますが、各産業分野における「人手不足」、「生産性向上」という課題や防災対策等に I o T活用が解決策になる可能性があることから、産学官民の皆様との連携体制で I o T活用を推進して県内各産業の振興を図ることが本事業の目的です。

まず I o T による本県の課題解決を検討するため、本年 7 月 25 日に第 1 回目となる高知県 I o T 推進ラボ運営委員会を開催し、産学官民の関係団体の代表者の皆様に御出席いただき、第一次産業や製造業の各現場における課題を抽出し、今後の I o T 推進の方向性を協議するとともに、その直後に、プレーヤーである企業団体を構成します高知県 I o T 推進ラボ研究会を立ち上げました。現在、この研究会には 54 の企業団体の皆様が参加しています。この研究会では、まず最初の段階としてポンチ絵の中で緑色の部分、普及啓発、個別相談の欄に記載しているとおり、研究会会員を広く募集し、定期的な I o T セミナーや勉強会、個別相談会を開催してまいります。既に 7 月、9 月の 2 回、本県における I o T 推進のキックオフとなる入門編セミナーを開催しており、7 月は約 80 名、9 月は 100 名と多くの事業者の皆様に御参加いただきました。

今年度後半では、オレンジ色の上に横長の四角で囲んである部分、I o T モデル実証事業に取り組んでまいります。I o T のシステムを構築するためには、データ収集からビッグデータの蓄積、データ解析、セキュリティー対策などの各段階で得意分野が異なるプレーヤーが必要であり、これらのさまざまな事業者から成る関係者を巻き込んでコンソーシアムを組み対応していくことが必要となってきます。このことから、予算の議決をいただければ、I o T 推進プロジェクトマネジャー（仮称）として、民間企業と I o T 分野で活躍されている知見を持たれている有識者に本県の農業分野等の現場に入っていただき、統括及び助言を行っていただき、本県における I o T のモデルケースを構築してまいります。

また、新産業推進課での予算要求となりますが、工業技術センターにおきまして、工場の生産性を高める支援システム開発や鳥獣被害対策に I o T を活用した実証実験を行い、これらの成果を県内企業に示すことで I o T への理解を深め、県内での普及につなげてまいります。研究内容につきましては、後ほど新産業推進課より説明させていただきます。

次に、オレンジ色の左下の囲み部分になりますが、I o T が解決策となる課題の掘り起こしも並行して進めてまいります。I o T 研究会メンバーに参加を募りまして、農業、林業、水産業、防災などの現場訪問を行い、地域振興における I o T 活用の知見を持つシンクタンクなどに委託する課題抽出アドバイザー（仮称）とともに、I o T や I T が解決策となり得る地域地域の課題の掘り起こしを行ってまいります。その後、矢印の右隣りの囲み部分に、課題解決のニーズを持つ現場と解決策を提案できる県内 I T 事業者等とのマッチングを行い I o T 活用プロジェクトを生み出し、オレンジ色の一番右側の部分、プロジェクトの自立化の欄に記載してあります、専門家派遣制度や I o T 推進アドバイザー（仮称）、補助制度などの支援策によりましてプロジェクトの自立化に向けて支援を進めてまいります。

こうした本県の取り組みは、経済産業省が本年 7 月 31 日に発表しました、I o T に先進的に取り組む地方版 I o T 推進ラボとして四国で唯一選定されており、各プロジェクト

につきまして、国の専門家派遣制度やI o T関連の補助制度も最大限に活用し支援を行ってまいります。高知版I o Tの取り組みを積み重ねていくことによりまして、生産現場の生産性向上や地域のさまざまな課題解決につなげていくことで日本全国の中山間地域が抱える課題の解決を目指し、地方版I o Tのモデルとなるように、また、その過程におきまして開発されましたI o T技術やノウハウそのものを地産外商につなげていくことを目的といたしまして取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、債務負担行為でございます。議案説明書②の34ページをお開きください。ものづくり産業強化事業費補助金の債務負担行為についてです。この制度は、県内企業によるものづくりの企画段階から試作機開発、製品改良、設備投資といった各段階において必要となる費用の一部を助成する事業であり、企業のものづくりに対する挑戦を後押しし、本県経済の一層の飛躍を図ることを目的としております。本制度のうち、設備投資段階において必要となる費用の補助金としまして、補助率6.8%の標準型と補助率25%の特別型を用意しております。また、本補助金では、最長3年にまたがる事業を対象としており、年度内に完了する事業は現年予算から、年度を越える事業は債務負担行為から交付決定を行っております。本年度はこれまで標準型につきまして、現年予算で2件、特別型につきましては、債務負担行為から4件の補助金の交付決定を行っているところです。今後も補助金の申請が見込まれておりますことから、設備投資のニーズに対応して本県産業の拡大再生産につなげていくために、年度を越える事業に対応する債務負担行為の限度額、現在2億703万7,000円につきまして、8,600万円の増額をお願いするものです。

以上で、工業振興課からの説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎武石委員 補正予算のI o Tについてなんですけど、非常にI o Tというのは範囲が広いと思うんですね。これはとても工業振興課の中にはおさまりきらんぐらい広いと思うんですけど、このI o Tを高知県として推進するというのは非常に大事なことだと意義を認めるんですけど、広義のI o Tと狭義のI o Tがあるとすれば、むしろ県庁としては広義のI o Tを進めていって、その中で工業振興課ができる部分を課で進めていくことが望ましいんじゃないかと思うんですけど、このあたりは、庁議で県としてI o Tをどう進めるか議論がされたのかどうかということと、それから工業振興課でI o Tを持つんだけど、工業振興課の範疇に入らないもの、I o Tをどう進めるのかという点について、部長の御所見をお聞きしたいと思います。

◎中澤商工労働部長 まずはお話にありましたように、このI o T、私どもも勉強し始めて、本当に適用範囲という意味でものすごいフィールドの広いものだと実感をしておるのが現状でございます。しかし、先ほど課長が申し上げましたように、このI o Tをいろいろな場面で活用することによって、効率化であったり、人手不足解消であったり、今までのな

かなか人力でできなかったものができるようになる可能性も見えてまいりましたので、できるだけ幅広い分野でこれを使っていくことをこれから検討していきたいというのが現状です。これに対して取り組みは、庁議で話し合われてるのかということでしたけれども、産業振興推進本部会議のほうで農業、林業、水産業、あるいは福祉、防災、こういった分野で幅広く使っていくことを検討していく議論は既にしております。ただ、今後これを進めるに当たって、工業振興課だけでこの幅広いものを全部つくるわけにはまいりません。この絵で申し上げますと、いろんなそれぞれ分野ごとのプロジェクトをつくっていこう。それを全体で回していくのは、農業であれば農業の担当者に担っていただくというような形で、全庁的にそれを進めていく体制整備が必要という気はいたしております。これについてはこの予算の議決をいただきまして、議会終了後、作業を進めていきたいと思っている現状です。

◎武石委員 工業振興課が中心となって、これを持つということは、I o Tを具体的に進めていくために、県内の製造業者がシステムを開発したりする、それによって一次産業の分野が成長する。こういうことを狙われてると思うので、今の部長の御答弁で、これを進めていく中で農業振興部との連携が必要になった局面では連携をとって進めていくということですのでよろしくお願ひしたい。

それともう一つは法の規制ですよね。規制緩和が必要になると思うんです。そのために特区でやっていくことも必要になると思うんです。だからI o Tを進めるという意味では、シェアリング・エコノミーとどうかかわっていくのか、シェアリング・エコノミーでいえば、我々も一生懸命取り組んでますけど、中山間地域の高齢者の足をどうするんだというのがありますよね。そうすると、カーシェアリングなんか非常に有効になるし、そのために工業振興課が推進できるものは何なのか、しかし法の規制もあるということになると思うんですけどね。だから、ぜひ全庁的に取り組んでいただきたいし、工業振興課の果たされる役割というのは非常に重要になると思います。県民の生活の利便性、あるいは県経済の発展のためにぜひとも御尽力いただきたいと思います。これは要請でございます。

◎明神委員長 ほかに。

◎坂本（茂）委員 当面は一次産業の分かもしれませんが、防災だとか、あるいは福祉だとかいうことを言われました。ただ、このポンチ絵の中に、研究会メンバーに参加を募り農林水産業、防災などの現場訪問と書いていますが、今回に限っては農林水産業だという話も実は事前の説明の中でお聞きしてるんですけども、例えば、今回プロポーザルで委託しようと考えているシンクタンクは、第一次産業にだけ対応するシンクタンクなのか、もっと幅広く今後も取り組まなければならない防災、あるいは福祉にも課題発見の対応ができる企業、シンクタンクなのか、どういうのを想定して、これから委託していこうとしているのか、そういったシンクタンクが県内にあるのか。はなから県外を想定していると

ということでしょうか。

◎栗山工業振興課長 おっしゃるとおりで、今後さまざまな分野に広げていくということですが、今回のプロポーザルで考えているのが、まずは農林水産業の現場での課題を抽出して、企業とのマッチングの橋渡しをしていただくことをお任せするということが公募をさせていただきたいと考えています。それで来年度当初に向けては、今後、教育・福祉、医療、防災であったりということに広げていきたいと考えております。ただ、公共分野という部分に関しましては、県庁内の各関係部局のほうにも話をしまして、課題を出していただいて、I o T推進プロジェクトリーダーのもとで関係部局とも連携を図りながら進めていきたいと考えています。

◎坂本（茂）委員 どういうシンクタンクを想定して、それから県内、県外は。

◎栗山工業振興課長 一応、日本全国に今、公募をかけているところです。もちろん、県内の企業が頑張ってプロポーザルに参加していただくことは、ぜひお願いしたいんですが、なかなか県内の企業の中にそこまでやっていただける企業があるのかというのがありますので、今回の場合に関しましては、日本全国に公募をしている状況になります。

◎坂本（茂）委員 今年度の補正は、第一次産業の部分についてのみの課題抽出ですよという委託契約の中になっていて、また来年度以降、新年度予算で新たに委託をし直す。そのときには課題はこうですよ今後もやっていくんでしょうか。

◎栗山工業振興課長 そのとおりです。今年度後半に関しましては、農林水産業という部分の課題抽出をお願いをすることになります。

◎西森委員 新たな取り組みだと思えますけど、このラボとコンソーシアムは、どういう意味があるのか教えてください。

◎栗山工業振興課長 ラボは、一つは組織でという形なんですけど、コンソーシアムは、一つの事業に対して一緒に取り組んでいく。もう少し小さな部分での組織という位置づけで分けています。

◎西森委員 こういった研究会をつくってI o Tの推進をしていくということですけど、この予算を補正で上げるという説明を受ける中で、今までの行政のやり方とは違うやり方かなと私自身はちょっと感じました。それぞれの県庁の部署でいろんな仕事をやっていく上で、課題とかがあってそれに対応していくのが今までのあり方だったと思うんですけど、今回は、まず研究会みたいなのをつくって逆に課題を探していくような、ちょっと違うやり方で事業を進めるのかなと感じたところでもあります。今回の予算1,000万円ぐらいがその運営事業の委託で、アドバイザーの皆さんにいろいろ見ていただいて使えるものがないかと研究をしていくことであろうと思いますけども、これ、知恵は現場にあると思うんですね。現場の職員の皆さんが一番感覚としてこういうのに使える、やっぱり感じるものがあると思うんですね。だから、そこでの連携をしっかりとやっていっていただきたい

いと思います。ただ単に、アドバイザーの方が見てこういうのが使えそうだとか、そういう部分だけではなしに、やっぱりそれぞれの部署における課題を抱えている職員の方の声を吸い上げながら、どうこのI o Tの活用につなげていくのか、ぜひやっていただきたいなと思います。

◎中澤商工労働部長 誤解のないように御説明をさせていただければと思うんですが、I o Tというのはあくまで手段でございます。お話のありました各分野分野で今これが課題になっているというのは、既に現場でございます。それを課題解決をするためにI o Tという技術が使えるのか使えないのか、あるいは適応できるような場面がどういうところにあるのか。それを抽出しようということで、課題を一から抽出しようということとはございません。課題があるものに対してどういう適応ができるか。その技術を持っている情報産業、企業、そういったものとのマッチングをしていくのが我々の役割とっております。しかし、これは私どもだけが話ではなくて、現場に存在する課題、これを我々が現場へ出かけていってお聞きをする、それにI o Tの技術をどうマッチングするかで、その課題解決ができるかと。まさに今回、本会議でもお話をいたしました鳥獣害対策なんかはその典型であろうかと思えます。現場で非常に鳥獣の捕獲に苦勞して山の中を歩き回っていると。それをI o T、ドローンの技術なんかを入れることで、その手間を軽減できないかと、今後進めていきたいと思っております。

◎西森委員 1,000万円近くお支払いをして参加していただくアドバイザーの方は、どういう役割になるのか。

◎栗山工業振興課長 この研究会のメンバーと一緒に現場訪問を行います。農林水産業の現場で働いている方々の意見、今こういうところに困っているという実際の生の声を聞いていただきます。現場の意見、希望を聞いていただいて、意見や要望に対して、こういう形であればI o Tを活用して解決ができるということを出していただく。少し仕様書的なものもつくっていただき、それに基づいて、県内の企業、研究会の企業に「こういう仕様書に対して何か提案できることはありませんか」という呼びかけをしてマッチングを進めていく形で、現場の声を聞いてその課題を抽出して、その解決策の糸口になるようなところをアドバイザーに出していただくというのが委託をしていく部分になります。

◎西森委員 参加する企業、大体どれくらいなのか、お伺いします。

◎栗山工業振興課長 研究会に参加している企業は、54事業者ございまして、そのうち情報業の企業が21事業者、製造業の企業が12事業者になってまして、その他いろんな各ニーズ側の団体とかも参加してますので、総勢54事業者の方が参加をしています。今後、現場訪問に関しましては、研究会の企業に「こういうところに現場訪問しますけど、皆さん御参加しませんか」という呼びかけして、手を挙げていただいた企業に現場へ行っていただいて、先ほど申しましたマッチングを進めていきたいと思っております。

◎西森委員 ぜひ、高知から発信できる I o T の推進をやっていただきたいと要請させていただきます。

◎久保副委員長 まずは高知版 I o T の推進ということでエールを送らさせていただきますけども、この前もお話をお受けして、半端ないくらい大変だと思います。私、平成 8 年から I T S というのをやりました。インテリジェント・トランスポート・システム。道路だけですけども、今回の場合、本当にいろいろ分野も広いこと。一つお聞きしたいのは、このページの横軸、タイムスケジュールは、右の端の自走というところまではどれくらいの期間を考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

◎栗山工業振興課長 この I o T 推進ラボにおきまして、一応、K P I としましてプロジェクトの創出を 3 年間で 15 件ぐらい出していく。そのうち 5 件ぐらいを自立化させていくことを目標に考えていまして、それを 3 年間でやっていきたいと考えています。

◎久保副委員長 ポイントは、高知県庁と、あと県内の企業、製造業、情報の企業ももちろん頑張ってやっていくんですけども、やっぱりこれは国の大きな政策だと思いますので、高知県がそのフィールドをお貸ししてやっていくというスタンスが大事だと思います。ですから、右から 2 つ目の下のほうに国絡みの補助金なんかもありますので、ここを十分に活用する。当然、国にも各省庁にまたがった I o T のプロジェクトのチームができると思いますので、そこと、今回、本県の中で幾つか分野、当然、農林水産業、多岐にわたると思いますので、緊密な連携をしながら、国から予算をとってきて、それをフィールドで高知県で実現していくんだというスタンス、多分もうお考えになっていると思いますけども、そのことが大事だと思います。と同時に、県が予算を今後、毎年度つくっていくんですけども、いわゆるシステムインテグレーター、情報の企業ですとか、あと製造業の方なんかも多少とはいえ出させていただいて、そこでもって責任、コストを出しているんだという思いを持ってもらった上で一緒になって、このコンソーシアムの中でやっていくのが成功の秘訣かなと思います。

◎栗山工業振興課長 国のほうもいろんな補助制度ができてつあります。実際、経済産業省のほうでこれに絡んだ補助制度が、公募がもう始まっておりまして、そちらの条件が、この地方版 I o T 推進ラボに採択されていることが条件となっております。せっかく採択されていますので、最大限に生かしながら、補助制度を活用していきたいと思っています。

県も、ものづくり産業強化補助金が先ほどございましたが、その中で I o T を活用する試作機の開発、製品改良につきましては、その補助金を少し拡張して対応するような形にしていきたいと考えています。

◎久保副委員長 これ、緒に就いたばかりで大変だと思います。試行錯誤しながらやっていくこともあろうかと思いますが、庁内の関係各課の組織をどうしていくかも今後出てくると思いますけども、本当にこれはやりがいのある取り組みだと思いますし、我々も注視

をさせていただきますので、頑張ってください。

◎明神委員長 ないですか。

(なし)

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈新産業振興課〉

◎明神委員長 次に、新産業推進課の説明を求めます。

◎森新産業振興課長 新産業推進課の森です。

私のほうからは、工業技術センターで取り組みます I o T 技術実証研究について御説明させていただきます。議案説明資料②の 35 ページをお開きください。今回、2 つの実証研究に取り組むようにしてまして、予算としましては 193 万 1,000 円を計上しております。

議案補足説明資料の新産業推進課の赤のインデックスのページをお開きください。2 つ取り組みますうちの 1 つ目が、工場内生産支援システムの開発です。現状と課題に書いてますように、県内の製造業も常に生産性の向上が求められているわけですがけれども、実態としまして、製造ラインの工程ごとのデータが取得できていないということで、生産効率の分析が十分できていないのが現状です。また、既存の生産管理システムは存在しますが、さまざまな要素が加わっており、県内企業が使うには高度で高額という現状がありますので、今回、県内企業の実態に見合う安価なシステムを開発しようということです。

このシステムについては、従前から工業技術センターに県内企業からもこういったシステムができないかというニーズが寄せられてますので、今回、一つの実証研究として取り上げたものです。

右のほうに開発の目的と書いてますけれども、県内ものづくり企業の生産性を向上させようと、モデル事業の結果、構築しました I o T システムを県内企業に普及させる。また、当然普及させるためには、この基本システムを製品化をして県内企業に販売をするということを目指しております。今回の I o T 技術の開発要素を赤のほうで示しております。詳細な内容につきましては、後ほど概念図のほうで説明させていただきます。

スケジュールとしまして、今から 2 年半後には製品化に持っていくということを念頭に置いて開発を進めたいと思います。

右の実施体制ですけれども、工業技術センターでは、生産支援システムの構築ということで、I o T のシステム開発、それから全体システムの最適化、システムの改良などに取り組んでまいります。今回は、ものづくり企業と連携をして、企業の生産ラインの情報、実態を詳細に教えてもらうことが必要で、特定の企業と共同研究契約等を結びまして、情報を出してもらい、試験的につくったラインを動かしてみ、評価をいただいて改良していく取り組みを進めていきたいと思っております。

下に、製品化に向けたシステム開発と書いてますけれども、最終的にはこれを製品にし

ていくのは、当然、県内の I o T 関連の企業ということになりますので、ある程度実証研究を進めた段階で、企業と連携して、製品化に向けた取り組みを別途行っていきたいと考えています。

今回の研究の内容につきまして、下に書いてますけれども、ものづくり企業の製造ラインが A、B、C と 3 つのラインを走らせている。結果として、A のラインについては 1 時間当たり 95 個の製品をつくっている。B は 100 個、C は 105 個という状況です。企業はそれぞれの生産ラインの出来高というのはわかっていますので、例えば、A が 95 個で生産性が低いということだと、どこの工程を調整をしたらいいのかは、今までの業務経験等で調整をしていくという作業を行っております。ただ、具体的な分析ができていないという状況がございますので、今回、赤で示しておりますけれども、例えば加工、組み立て、色つけ、検査、完成といった各工程がありますと、それぞれの工程にセンサーをつけまして、工程ごとの時間の生産量をデータとして把握をし、それらを右に書いてますようにデータベースに蓄積をします。その次に、分析システムと書いてますけれども、得られましたリアルタイムの連続した大量のデータになろうと思いますが、これを分析することによって、例えば製造効率のいいラインがなぜ効率がいいのかということや、そのラインごと、工程ごとに比較等を行いまして、優秀な工程がどこにあるのか。また、どこの工程が生産性が悪いのかあぶり出しをいたしまして、右下に書いてますように、改善方法の検討、不具合要因の分析を行った上で、生産機器の調整でありますとか、場合によっては作業員の配置の見直しの改善を実施をいたしまして、その結果をデータとして得て、これを繰り返すことによって生産性を向上させていこうということが、今回の I o T の技術活用でございます。

次、2 番目のテーマですけれども、左に書いてますように、鳥獣被害対策への I o T の活用でございます。現状と課題に書いておりますように、今現在、高知県内におきましても野生鳥獣による農業・林業の被害額が非常に深刻な課題となつてまして、現在、鳥獣対策課のほうでは、集落を柵で囲ったりとか、それから、狩猟者の方々がわなを仕掛けて鳥獣を捕獲しているという対策を打っておりますけれども、例えば、わなをかけた場合に、いつ鳥獣がかかったのかわかりませんので、現在、日々、狩猟者の方が見回りを行っている。これが非常に大きな負担になっているということで、今回、わなが捕獲すれば自動的に通報できるシステムをつくらうというのが開発の目的です。今、いろんな製品が販売されていますけれども、これらは全て携帯電話の電波を利用しております、例えば、高知県の山奥に行きますと電波が届きませんので、そういった部分の課題解決ができないかということで、開発の目的に書いてますけれども、携帯電話の電波が届かない場所でも、バイクやドローンで移動することにより、わなに鳥獣が捕獲されたことを検知できるシステムを構築しまして県内地域に普及させますとともに、3 年程度で何とか製品化して販売できな

いかということを目指していきたいと考えております。

次に、その右の推進体制ですけれど、工業技術センターでは、IoT技術の開発、全体システムの構築などに取り組んでまいります。真ん中に書いてますけれど、これは最終的にわなを仕掛けて鳥獣を捕獲している狩猟者の皆様に使っていただけるシステムとすることが非常に重要ですので、地域の生産者とか、森林を管理してます四国森林管理局、それから狩猟者の方々から実態をお教えいただき、どういったものが現場として求められているのかということでシステム開発を行い、実証実験、評価などにも御協力をいただこうと考えております。また、今回のケースにつきましては、例えばセンサーができるだけ電波が届かなければなりませんし、くくりわなに鹿がかかった場合は非常に暴れるといったこともありますので、衝撃性にも強くなければならない。そういった最適センサーの選定ですとか、設置技術、こういったものは県内の企業の皆様、非常にノウハウを持っていると思いますので、工業技術センターだけではなく、県内企業が持っているノウハウを提供していただくことが非常に重要だろうと思っておりまして、大体早い段階でこういった推進体制の開発チームを結成することが必要と考えています。こういった部分につきましては、鳥獣対策課とも連携いたしまして、現場情報に基づく製品開発ができる体制を整えていきたいと考えております。

今回のシステムの概要でございますけれども、左のほうに書いていますが、例えばくくりわな、箱わなというわなを仕掛けまして、これにセンサーを取りつけます。センサーの振動などにより捕獲したということを検知する。それと検知した情報を発信をするセンサーを取りつけます。センサーは今考えているのが、200メートルぐらいは電波を飛ばす必要があるだろうと考えておりますけれども、200メートルではなかなか集落まで届きませんので、逆にバイク・ドローン、受信機と書いてますけれども、移動する手段に受信機を搭載をいたしまして、例えば奥深い森の中でありまして、受信機を搭載をしたドローンを飛ばすことによって、200メートルぐらい近づいたら、その発信しておる電波状況の確認をする。このわなは捕獲されたという情報が得られるということで、その情報を一旦データベースに蓄積するとともに、狩猟者のスマートフォンなどに、今、捕獲したという情報が来たと通知をするように考えています。そうしますと、捕獲したという情報があったときに、そのわなに狩猟者が行けば基本的には事が進むということになりますので、日々の見回りの負担が大きく軽減されるのではないかと考えています。

右のほうに、その他の研究課題と書いていますが、これは地域のニーズとしまして、自分の畑にどんな野生鳥獣が来ているのかということで、地域の方々は監視カメラを独自に設置をしていると聞いています。したがって、野生鳥獣がどこで捕獲されただけではなく、どういうふうに行動しているのか把握できれば、先ほどの捕獲情報とあわせて、より効率のよいわなの設置、捕獲効率の向上につながるのではないかと考えています。これ

は、全体のシステム設計はまだできておりませんので、今後、また皆様の御意見をいただきながら、どこにI o T技術を活用できるか整理していきたいと思っています。右下に書いていますように、赤外線センサーを設置をいたしますと、前を鳥獣が通ったときにどれぐらい通ったということがわかります。ただ、赤外線センサーだけでは何の動物が通ったかということが把握できませんので、これらの監視カメラの情報ともあわせて、I o T技術でどこまで、いつどんな動物がどれぐらい通ったのかということがシステム開発できないか、今後、研究を進めてまいりたいと考えております。工業技術センターにおいては、中山間対策、それから中山間にかかわります課題につきまして、こういったI o T技術の活用できるのかについて、鳥獣対策課とも連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、私の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 このわなにつける発信機ですけど、一つ一つのわなにつけていくということですか。

◎森新産業振興課長 基本的には一つ一つのわなにつけます。

◎坂本（孝）委員 わなを仕掛けるいうたら、山の中へ行って自分のわなを見るわけですから、このI o Tというせっかくのシステムから見たときに、何か間に一つ余分なものがありそうな感じ。わなの発信器というような。やっぱり現場の状況をインターネットに直接入ってくるような仕組み、途中にいろいろなものを置かなくて、そのドローンで行くときに、誰かが飛ばさんといかんわけですよ。誰が飛ばすのかというような問題、時間的なものなんかがあると思いますけど、山深い中の集落の人が携帯電話も使えるように受信のアンテナを各所に増設していくことも一つのやり方ではなかろうかと思うわけですけど。せっかくのI o Tの活用ということであれば、発信機をつけて、これも大事なこともわかりませんが、何か途中でそういうものをつけるよりも、I o T技術を直接受信できる仕組み、中継のアンテナを設置して。予算の関係もあろうかと思いますが、1基幾らぐらいかわかりませんが、そういうこともやったほうがいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうかね。

◎森新産業振興課長 委員からもお話がありましたように、基本的には中継所をたくさんつくって携帯電話の電波が使える、インターネットが使えるということでありまして、既存システムも使える範囲がどんどん広がっていきますので、また対策は考えていくべきだろうと思います。ただ、現実的には四国山地の山の中ですと携帯電波が全て届くというのは難しいので、そういった部分にどのように対応するかというのを今回やろうということでございます。例えば、県の猟友会のほうも四国森林管理局と協力しまして、三嶺で山頂近くに鹿のわなをかけていますけれども、事実上携帯電波が届くところは徳島県側だけで

す。なので、高知県側にはそのわなは仕掛けられていないという状況がございます。ただ、これから捕獲調査をどんどんやっていきますけれども、高知県側にもかなりの鹿がいるということでありまして、高知県側にもシカわなをかけると非常に有効なのではないか。ただし、かけたときにはどう捕獲状況を把握していくんだという課題がありますので、当面のそういった課題に対応する技術を開発しようというのが今回でございます。そういった携帯電波を届けやすいように広げるとするのは基本かもしれませんが、当面その課題に対応しようとする実証研究ということで御理解いただければと思います。

◎武石委員 工業振興課も含めて I o Tを進めていくということですけど、セキュリティー面の強化をどうするかについてお聞きしたいと思うんです。I o Tイコールこれはインターネットでつながる世界からの攻撃を受けかねないということに当然なるわけで、セキュリティー対策は非常に大事になると思うんです。行政情報のセキュリティー対策について、東京の日本有数のセキュリティー会社を訪ねて、非常にこの情報漏えいは怖いなということを感じたんですけど、ある簡単な数式をウイルスにして潜り込ませると、全部計算が一瞬でゼロになってしまって一切のシステムが止まってしまう。幾らセキュリティー対策やっても、現場の人間のちょっとした不注意からそのウイルスが入ってくるという事例も随分見せていただいて、怖いなという思いがしました。世界的には、ある国が核開発しとって、そこの核開発工場をウイルス送り込んで止めるとか、もっと身近な例では、走行中の自動車に急ブレーキをパソコンから操作して止めるとか、簡単にできる怖さがあると思うんですね。I o Tを進めて効率化を図るとするのは本当に大事だと思う。やらないかんですけど、一方でセキュリティー対策もしっかりやっとかんと、それはシステムの強化だけじゃなくて、運用する側の人間の気の緩みまで含めたセキュリティー対策をしとかんと、悪意を持ったものが侵入すると大変なことになると思うんですね。特に、今、御説明いただいた補正予算は、県内の工場の製造ラインに I o Tを入れるということは、世界からの攻撃の危険にさらされることになりますので、セキュリティー対策が大事だと思います。それで情報セキュリティーの面でいえば、このパソコンはオープン系。これはクローズ系。クローズ系だから大丈夫という言い方をよく業者はするんですけど、クローズ系こそが危険にさらされているという認識でおらんと大変なことになる。その手口いろいろ聞いたけど、クローズ系だから安全という発想がそもそも間違っているということとか、非常にセキュリティー面は大変気を使わないかんとお聞きしたいんですけど、ここで部長にお聞きしたいのは、セキュリティー対策をいかに進めるかという心構えをちょっとお聞きしておきたい。

◎中澤商工労働部長 お話にございましたように、インターネットを扱うということは、一つには情報の漏えい、抜き取られるリスクと、それからお話にございましたシステム自体を悪意をもって破壊するものと、あろうかと思えます。情報漏えいに関しては個人情報、

企業情報、今回であれば、鹿の情報というのはさほどそのように気を使わなくていいのかもわかりませんが、企業情報ですね。それから、産業分野じゃなくて、これから民生の福祉とか医療、あるいは防災ということで、個人情報を取扱うということも想定をしておりますので、そういったもののリスクにどう応えていくのかという点、それからシステム自体を悪意を持って破壊しようとするものからどう守るかという2つの視点が必要と思っております。正直申し上げまして、このインターネットの外部からの脅威に対するリスク、セキュリティーをどう守るかというのは、これもうお話にございましたように相当なレベルで、これに対する国としても、物すごい人材の育成から始まってそういう組織を設けてやっておられるというぐらいのもので、なかなかこれを県の人間全て万全にこれをこなしていくと、当然、注意を払いながらですけれどもということは技術的な面で難しいだろうと。そういう意味もありまして、開発に当たっての先ほど申し上げた外部の専門家、そういったセキュリティー面での知見も含めて、このシステムを導入するに当たって、最新の知見、技術を紹介、導入に向けてアドバイスをいただくことを考えております。

それからもう一方で、運用する側の、これは我々も当然それにタッチする場面が今後出てこようかと思っておりますので、それについていかにセキュリティーシステムがしっかりしておっても、運用する人間、県の職員のセキュリティー意識が十分でなくて情報が漏えいしてしまっているという事例が起こっておりますので、そういった研修の体制、心構えをあわせて、注意しながら進めていきたいと思っております。

◎武石委員 最後に要請ですけど、情報セキュリティー会社の説明によると、ほとんどの民間企業が情報を抜かれているということにすら気づいていない現実が恐ろしいんですよという話もありますが、こういったことを進める上で、セキュリティー対策もしっかりと意識していただくようお願いをしておきます。要請です。

◎石井委員 この2つのI o Tの活用を取り組む中で、分析をする過程においては、どんなふうに分析するんですか。

◎森新産業振興課長 分析する方法につきましては、また企業のニーズを捉えながら、縦横斜めどういう分析をするかですけど、基本的には関数などを使用して分析をすることになろうと思っております。したがって、ここにそれほどの創造性といいますか、新たな技術の要素は余りないと思っております。

◎石井委員 わかりました。ありがとうございました。

◎久保副委員長 工業技術センターのほうですけども、イメージは特定の製造企業のもので、生産性を上げるためのシステムをやろうとしているのか、それとも汎用的な生産システムの生産の向上を図るシステムをつくらうとしているのか。どちらですか。

◎森新産業振興課長 最初に実証モデルをつくる時には、協力いただける特定の企業に生産現場の情報を全て教えていただくことが必要になりますので、その場合にも、やっぱ

りクローズ、閉じられた世界でやろうと思っています。ただ、例示しておりますように、
いろいろな製造に当たるような工程がありますよと。その情報をとって、どのように処理
をしていくと科学的に不具合になるところも分析できるかというレベルになりますと、そ
の汎用的なシステムになると思いますので、そこをいつの段階で切りかえていくかは当然
考えていきたいと思っています。

◎久保副委員長 これやりだしたら本当に半端じゃないと思うんですよ。そのところは
190万円何がして2年半くらいでできるような、本当に使えるようなものになるのかどう
かにもよると思いますけども、そのところは、きちっと最初からシステム設計をしてや
っていかなければ、2年半やって死に金になったらいけませんので、最終形は何を目指し
ているんだと。本当に汎用的なものを目指してるのか、各個別なのかと同時に、栗山課長
のときも少し私言わせてもらいましたけども、やっぱり当事者、個々の特定のものではあ
れば、そこにも一定の費用を出していただいて一緒にやっていくものでなければ、やっぱ
しなかなかいいものはできないと思いますので、そのところはぜひ気をつけてやって
いただきたいと思います。要請をします。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈企業立地課〉

◎明神委員長 次に、企業立地課の説明を求めます。

◎松下企業立地課長 企業立地課長の松下です。

私のほうからは、提出議案であります1号議案の9月補正予算、並びにその他議案とし
まして、仮称でございますが、高知一宮団地団地整備工事請負契約の締結に関します議案
の2件につきまして御説明をさせていただきます。

まず、補正予算につきまして御説明をさせていただきます。初めに、今回の補正予算は、
企業立地に関連しまして、企業の設備投資等に対する補助金の現年の予算の増額と債務負
担行為限度額の増額をお願いするものでございます。この補助金につきましては、企業が
行う事業所の新設または増設の初期投資に対して、新規雇用者数や投資額などの一定の補
助要件を定め支援を行っているものでございまして、立地が決定した企業の建設工事など
の設備投資が複数年にわたる場合もありますことから、現年予算と債務負担行為により対
応をさせていただいているところでございます。この予算の取り扱いにつきましては、平
成18年度に企業立地に係る補助金事務の取り扱いにつきまして、県議会の皆様とも協議を
重ねさせていただきまして御理解もいただきながら、現在の形に見直したものでござい
ます。また、予算の執行におきましては、企業のスピードに合わせ迅速に対応することが重
要になりますことに加えまして、交付決定前の指令前着手を防止するため、あらかじめ一
定額を確保させていただき、随時に対応できるように行わせていただいているところで
ございます。

それでは、現年予算の補正につきまして御説明をさせていただきます。資料②の定例会議案（補正予算）の 36 ページをごらんいただきたいと思います。右端の説明欄の 3 行目でございます。企業立地促進事業費補助金につきまして、2 億 6,068 万 1,000 円の増額補正をお願いするものでございます。なお、増額補正の詳細、中身につきましては、後ほど債務負担行為の補正額とあわせて説明をさせていただきます。

引き続きまして、次に、債務負担行為の限度額の増額につきまして御説明をさせていただきます。資料①の 8 ページをごらんいただきたいと思います。上から 3 行目の企業立地促進要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助につきまして、改正前の欄にございます限度額 9 億 9,625 万円から 14 億 9,975 万円に増額をお願いするものでございます。

先ほどお話しさせていただきました、このたびの増額の補正となりました内容につきまして、青色のインデックス、商工労働部の議案補足説明資料の赤色のインデックス、企業立地課の 4 ページをごらんいただきたいと思います。まず現年予算でございますが、左上をごらんください。当初予算額は、現年分と明許分を合計しまして 6 億 7,110 万 4,000 円でございます。これに対しまして、執行予定額が 9 億 3,178 万 5,000 円となりまして、2 億 6,068 万 1,000 円の不足が生じますことから、今回、増額補正をお願いするものでございます。本年度の支出予定額は、表の列の右から 4 行目の平成 28 年度の欄に金額の記載があります 5 社と、下から 2 行目でございますが、現在交渉中の企業を含めました今後の立地見込み企業対応分を合わせた表の最下段にあります A の表示がある欄にございますように、9 億 3,178 万 5,000 円の執行を見込んでいますところでございます。

続きまして、債務負担行為でございます。中央上に記載していますとおり、限度額が現在 9 億 9,625 万円でございます。これに対しまして、下表の右から 2 列目の欄の支出予定額の平成 29 年度以降の H28 の欄に金額の記載があります 6 社分と、下から 2 段目の欄の立地見込み企業対応分を合わせた表の最下段の B の欄がございましたように、14 億 9,975 万円の執行が見込まれており、今回、5 億 350 万円の増額補正をお願いするものでございます。なお、予算を債務の場合、実際に執行するに当たりましては、予算の現年化を行って支出をすることとなります。

ここで、下表のほうで幾つかの企業の設備投資の状況を説明させていただきます。下の表ですが、左から企業名、事業概要としまして立地場所、あと工場建設等々を書かさせていただきます。おいてあります。

まず、ナンバー 6 のグローリープロダクツ株式会社は、本社が兵庫県にあり、金融機関向けの貨幣処理などの製造を行っている企業でありまして、本年 1 月に佐川町に進出いただいております。この 3 月から、本社からの 2 名と新規雇用者約 50 名で、一部操業を開始しております中で、年度末までには 70 名体制とし、早い時期に 100 名体制を整備するという計画となっております。また将来的には、部品の調達や加工を県内企業に発注する構想

もありますことや、工場の人員も200名体制にしたいと伺っておりまして、県内産業の振興や地域雇用に大きな期待をしているところでございます。

7の明星産商株式会社は、南国市の岡豊工業団地でフェイスマスクなどの紙加工品の製造を行っており、主要取引先から受注対応のため工場を増設しようとするもので、60名の新規雇用と27億円程度の出荷額の増加が見込まれております。

9の山本貴金属地金株式会社は、大阪が本社でございますが、本県を製造拠点としまして香南市で歯科材料などの製造を行っております。このたび、歯科材料の新製品が保険適用になりましたことから、大幅に受注量が拡大したことによりまして、香南工業団地に工場を増設しようとするもので、34名の新規雇用と18億円程度の出荷額の増加が見込まれているところでございます。

表に記載させていただいてます企業10社が、フル操業時には320名の県内新規雇用が見込まれておりますので、企業立地後におきましても、引き続き人材確保の支援などしっかりとアフターフォローを行い、早期の雇用拡大につなげてまいりたいと考えております。

その他議案について説明をさせていただきます。資料③の条例その他議案の14ページをお願いいたします。第13号、(仮称)高知一宮団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案でございます。これは、高知市一宮にて高知市と共同で開発を進めています、高知一宮団地における造成工事の請負契約締結に関するものでございます。去る8月3日に一般競争入札を行い、高知市南久保4番47号、入交・大旺新洋・関西新洋西山特定建設工事共同企業体が7億1,668万8,000円で落札いたしましたので、契約を締結しようとするものでございます。なお、完成期限は平成30年3月15日でございます。

お手元の議案補足説明資料、先ほどのインデックス青色の商工労働部の赤の企業立地課の5ページをお願いいたします。この工事は、3段の造成面により分譲面積約4.8ヘクタールの工業団地を造成するものでございます。工事の内容につきましては、まず、団地造成地の間に設けるL型擁壁。続きましてその下側、進入路、幹線道路、補助幹線道路、また緑地・広場南側の斜面の安定を図る対策等の整備を行うものでございます。工事の施工に当たりましては、高知市とも連携しながら平成29年度中の工事完成に向けて取り組んでまいります。また、工事完成後、確定測量を実施し、分譲用地の用地確定を行うとともに、都市計画法の開発行為に関する工事の完了検査を経まして分譲を開始する予定でございます。

以上で、企業立地課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 高知一宮団地の整備工事の関係で、この山の斜面を削っての整備なんですけど、最近のいろんな土砂災害の問題とか、想定できないような豪雨による被害がある中で、こういう形の団地の整備に対する需要は見込めるというか、必ずこれは全て売れ

るだろうという判断のもとに、今、工事を進めてるんですか。

◎**松下企業立地課長** この団地を整備する前の状況もちょっと説明をさせてもらいたいと思います。この団地自体は採石場の跡地でございます、例えば、地図に書いています造成地ABCは採石した跡でございます、もともと平地の状況でございます。図面で見ましたら奥のほうですが、のり面になります、こののり面につきましては、一昨年、大雨が降ったときに亀裂が想定以上に入ったということもございまして、団地整備をするに当たっては計画を見直しまして、一定、十分のり面の対策工事も含めた中で整備することになっていきますので、団地自体は当然のことながら安心な整備をしております。

それともう一点、企業との引き合いの関係でございます。私どもほぼ毎年、県内の企業から、例えば増設の意向でありますとか、BCPの関係とか、企業にアンケート調査を実施させていただいております。その中で、増設の計画ないしは増設を含めたBCPの観点での移転等を検討しておるといふ声をたくさん聞いておりますので、団地自体の需要は、県外からの誘致も含めまして、この3区画の団地についてはすごく人気が高く、引き合いがあるんじゃないかと考えております。

◎**吉良委員** 以前も指摘されてまいりましたが、工事期間も長くなりますので、周辺環境、それから工事車両の出入り等、非常に多くなると思います。そういう面では安全に徹して、住環境なんかも含めて、そごしないような工法、活動をしていただくように要請しておきます。

◎**明神委員長** 商工労働部の議案を終わります。

続いて、商工労働部より2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈商工政策課〉

◎**明神委員長** 「第3期産業振興計画（商工業分野）の上半期の推進状況等について」、商工政策課の説明を求めます。

◎**鍵山商工政策課長** 商工政策課の鍵山です。

私からは、高知県産業振興計画（商工業分野）の平成28年度上半期の進捗状況について御報告をさせていただきます。なお、今回説明します内容については、9月2日に開催されました高知県産業振興計画第1回商工業部会の概要を取りまとめたものです。

お手元にお配りをしております商工農林水産委員会資料、報告事項の赤いインデックス、商工政策課の1ページのところをお開きください。

まず、第3期計画の進捗状況等について、商工業分野に関するものについて御説明をいたします。第2期の産業振興計画において、ものづくりの地産地消・外商センターによる一貫サポートなどにより外商が飛躍的に拡大いたしまして、平成27年度の製造品出荷額等5,000億円以上の目標に対して、平成25年に前倒しで達成をしております。

第3期計画の上半期の進捗状況等についてのところに記載しておりますように、製造品出荷額等の増加に向けて高知発のものづくりの国内外での展開による本県ものづくり産業の拡大再生産を目指し、ものづくりの強化と外商支援の加速を進めております。

主な取り組みの進捗状況につきましては、以下、1) から 11) まで項目ごとに記載をしておりますが、平成28年度上半期においては、おおむね順調に取り組みが進んでいると思っております。特に動きのあった取り組みについて、御説明を申し上げます。

1) の事業戦略策定等への支援と5) のものづくり地産地消・外商センターによる外商促進について、あわせて御説明をいたします。本年度からものづくり地産地消・外商センターにおきまして、新たに2つの取り組みを進めております。

1つ目は、1) の記載でございますように、県内企業の経営ビジョンを実現するための事業戦略の策定と、その磨き上げから実行までを支援する取り組みでございます。民間シンクタンクや金融機関にも参加をいただき、各企業の支援方針などを検討する事業戦略支援会議を毎月開催するほか、支援企業ごとに事業戦略支援チームを立ち上げ、それぞれの企業の経営ビジョンの実現に向けて個別に支援を行っております。8月末時点で17社が戦略作成に着手をしまして、このうち4社が現在までに事業戦略策定を完了しています。

2つ目は、5) に記載がございます首都圏における外商機能の強化です。本年4月にもものづくり地産地消・外商センターの東京営業本部を開設するとともに、外商コーディネーターを2名から4名に増員し、本部長を含めまして5名体制で新たな商談先の開拓などを進めています。さらに、バイヤーを招いて展示商談会を開催するなど、新たな外商支援の取り組みも開始し、外商活動が促進をされております。

3) の紙産業の飛躍的な成長の促進についてです。新製品、新技術の開発に向けた研究会など活発に行い、新たに機器を導入し新製品開発に取り組む企業が出てくるなど、順調に進んでおります。

2ページをお願いします。9) の就職支援の推進についてです。本県産業を担います人材の育成と確保のために、教育委員会と連携をいたしまして、高校生、県内外の大学生、U・Iターン希望者などのターゲット別に取り組んでいます。本年度は、特に新規大卒者の県内企業への就職促進のために、Uターン就職サポートガイドを保護者に送付いたしまして、保護者からの学生への県内就職の後押しをしてもらうこととしております。

次に、10) の事業承継・人材確保センターによる中核人材情報の収集とマッチングの実現についてです。これまで、新規の求人件数、求職登録者数、マッチング件数ともに昨年度の倍近いペースでふえておりますが、県内企業の多様な人材ニーズに応えていくためには、さらなる求職登録者数の増加が必要と考えております。そのため、引き続き東京事務所配置しております人材確保コーディネーターを中心に人材情報の収集に取り組むとともに、これまでのマッチング事例から効果的と思われるU・Iターンに関心がある層への

情報発信の強化でありますとか、移住促進策と連携した取り組みを進めることで求職登録者をふやし、マッチング件数の増加につなげることでございます。

次に、2の取り組みの強化の方向性でございます。3ページをごらんください。これまでの取り組みを通して施策を充実すべきと考えている点でございます。商工業分野につきましては、IoTによる生産性の向上や、製品・サービスの高付加価値化を推進していくこととしております。事業の詳細につきましては、先ほど工業振興課長から御説明をさせていただきましたので、ここでは省略をさせていただきます。

資料の2ページのほうへお戻りください。最後に、専門部会での評価と主な意見でございます。商工業部会では、平成28年度上半期の取り組みはおおむね順調に進んでいるとの評価をいただきました。また、取り組みの強化についても方向性について同意をいただき、具体的な施策につきましては、次の専門部会で協議をいただくこととなっております。また、部会員からいただいた意見としましては、事業戦略の策定支援について、企業の戦略策定や今後の成果などに関して成功例やどんな障壁があったのかを何らかの形で事例的に整理し共有できる仕組みを検討してほしいというような意見や、メーカーにとっては人を減らすということが強靱化・効率化につながるものであり、雇用増を条件とする支援策については時代環境に即した対応の検討も必要ではないかという意見、また、地域商業の活性化について着々と成果が出ており、引き続き商工会議所などの地域の関連団体への積極的なバックアップをお願いしたいというような意見を頂戴をいたしました。このほかにも資料に記載しているような意見をいただき、いずれの御意見につきましても重要なものと認識をしておりますので、来年度に向けて検討を進めてまいります。

以上で、御報告を終わります。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 紙産業の成長促進ということですが、これは研究会を設置して協議し活動しているということですが、最近では新製品として、どんなものが開発されてますか。

◎森新産業推進課長 新産業推進課長の森でございます。

最近中心的に取り組んでおりますのは、不織布。正式に言うと、本来の紙ではないかもわかりません。不織布関連。それから高知県内の紙産業づくり、いわゆる加工、原紙の出荷が多くて、県内の付加価値を高める加工技術が弱いところもございまして、いかに県内でさまざまな機能性を持たせるような付加価値のある加工ができるのか。そんな部分を中心に研究を進めています。それから、当然、高知県、土佐和紙といった部分も付加価値を高める必要がございますので、レーザー加工技術、和紙そのものと加工技術をいかに高めていくか。そんなところに着目をして、研究開発をしています。

◎坂本（孝）委員 やっぱり紙製品にしても国内外で売れるものを開発していく必要があ

るけれど、それこそ、いの町に紙会社があって高齢者用のおむつなんかもつくってるところもあるけれど、東南アジア方面では中国産が結構安く入ってきてて売れてるようですが、高知県でつくったおむつなんかは、製品が全然違うわけですね。通気性が違うという。ベイマツが原料になっているようですが、その通気性確保のためにはやっぱりベイマツでないといかんということがあって、カナダのほうから輸入しているわけですね。それでおむつをつくっている、ところが、東南アジアとか中国、そういう市場はあるけど、高齢者のおむつもさることながら子供用のおむつ、これがやっぱり一番売れるようです。いの町の紙会社では、子供用のおむつは余りつくっていないというところがあって、そこの辺にも力を注いでもらったら国内外で売れるものができるいくんじゃないかと思いますが。

◎森新産業推進課長 高知県の紙企業の中には、生産設備が一定の年数がたちまして、それを入れかえをする企業もごぞいます。ちょうど、紙おむつを製造している企業につきましても、生産設備を入れかえる時期に来たと。そのときに、あわせて次世代のおむつと言われるものはどういったものを目指していくべきなのか。その1つのコンセプトを明らかにして、それに伴うような生産設備を導入したいといった相談が、紙産業技術センターにも来ております。そういった次世代のおむつ等、どうあるべきなのか、それと個別の企業も生産設備の導入に当たっての支援も含めて紙産業技術センターは取り組んでおりますので、あわせて支援をしていきたいと考えております。

◎吉良委員 この就職支援の推進ですけど、この登録者数というのは、これは分母はどれぐらいになるのか。県外へ出ていった、あるいは県内の大学進学者もそうですけれども。それから、いつの時点でこの登録をさせているのかということも含めて教えてください。

◎竹崎雇用労働政策課長 雇用労働政策課、竹崎です。

この登録は、ことしの3月に高校を卒業した6,000人の高校生の保護者全員に発送しましたので、分母は6,000となっております。ほかにも、それ以外に今は大学生保護者、そういったところへも依頼をしながら登録をしていただいているという状況でございます。

◎吉良委員 これやっぱり保護者の方が、なぜそんなに腰が引けているのかと非常に思うんですけども、1月にも出してないですよ。これはどうしてなんでしょうね。

◎竹崎雇用労働政策課長 これは卒業時期間際に高校生が家に持って帰っていただいて保護者にとりいう形で急遽決まりました。当初始めるときに、学校のほうからも、子供からということになるとなかなかおうちまで届かないんじゃないかという御意見もあって、ことは学校とも協力をして、できるだけ保護者面談のときに、学校から保護者にお渡しをするようなことをまた検討をしていくつもりでございます。

現在、603件の登録が来ております、さんSUN高知とか、そういうところで広報をすると、また皆さん思い出したように1月ごろに書かれたようなものが送られてきており、少しずつ、今もふえております。

◎吉良委員　それで、県内企業は関係ないからと思っている親御さんもおるかもしれんし、このサポートガイドが何回配布されて、内容はどうなのか。どこに就職しようとも、非常に有益な情報があるよということで在学中に何回か保護者も含めて出しているんじゃないかと思うんですけど、そこの辺はどうなんですか。

◎竹崎雇用労働政策課長　サポート内容につきましても、今年度の事業ということで、1回目が12月にお配りすることになります。ただ、登録をしていただくときに、年2回情報をお送りするお約束をしておりましたので、7月に創刊準備号ということで私どもの課のほうで手づくりで大学生4年間の大まかなスケジュールとかいう形で情報をお出ししています。その中には、高知県の世界一、日本一、そういう企業の情報であるとか、インターンシップをしていただける企業の情報であるとか、また、高知県事業承継・人材確保センターでつくっております「高知家で暮らす」とか、そういうものの情報を送るようにしております。今後は、第1回目につきましては、今、インターンシップを受けられた方のインタビューなんかを入れたもの、それからまた保護者の方が学生の就職支援、アドバイスができるようなものをつくってお送りするように準備をしているところでございます。

◎吉良委員　福利厚生も含めて、黒笹さんの例もありますように、環境も含めて大いに宣伝していただきたいと思います。

それから、それとかかわってこの主な意見の中で、強靱化・効率化は雇用を減らすんだという。これはどう判断したらいいのか。若者が希望を持って働けるにしようとしているのに、こういう考え方でやると、雇用は減るんですよみたいなことで事業進めていくことになるんですけども、これ部長どういうふうに理解したらいいんですか。

◎中澤商工労働部長　これは、企業を経営する立場からすれば、当然これは我々行政も同じですけども、最小のコストで最大の結果を引き出すということですから、先ほどの例えばIoT、IT技術の導入、機械化で、いかに生産性を上げていくかというのは、これは企業の経営者の立場としては当然の話だろうとは思いますが。ただ一方で、単に一つの事業を効率化をして人手を減らすということだけではなくて、それが企業がどういう次のステップを目指すかによって企業としては成長していくわけです。それが新しい分野であったり新しい業態であったりということになるわけですので、まずは企業がしっかり発展をしていただく。そのためにそういう過程もあるよと、その場で私は受けとめました。例えばこれ補助に関しての御意見だったので、私ども先ほど立地の御説明を申し上げましたけれども、県外から来ていただく。これは当然、県内で雇用を生んでいただくということが最優先だろうと思います。ただ、県内企業がどんどん新創設をしていく、新分野に展開をしていく、新しい技術を導入していくときには、一定その部分だけとれば、機械を入れれば、やはりその分機械化される、効率化されるわけですよ。ただ、それで会社の生産性が上がる。それがまた次の成長へのステップになっていくという段階も当然あるだろうと理解

をしております。

◎吉良委員 相当、補助金も出して、新しい雇用を生むんだとしてるわけですので、さらに多くの雇用を生んでいくということで、その企業の方々には理解していただいてやっていただかないと、要らないからみたいな、こういう誤解を生むようなことにはならないように、ぜひ県としても企業の方々とも十分に話をしていってもらいたいと思います。

◎明神委員長 ほかには。

◎武石委員 その就職支援の推進についてお聞きをしたいと思うんですけど、今から話す内容は私学・大学支援課のほうになるのかもわかりませんが、こういう話があるということも頭に置いていただいた上でこれを推進してもらえればという思いでお話をさせていただきます。先日、高知工科大学で、キャリア教育の一環で先輩の就職活動体験談を聞くという授業が行われて、本年度、全国企業に内定した先輩が7名参加して、これから就職活動をする今の3年生に体験談を話す授業が行われたという話を聞いています。その中で全国企業に内定した先輩からは、東京とか大阪で就職活動するためには、就職活動前にまず20万円ためなくちゃならんという話があったそうです。つまり、それは就職活動をするための宿泊施設の宿泊料とか、それから交通費なんかですね。それがないとなかなか全国レベルの競争にすら乗れない。都会に住んでる学生との大きなハンディキャップがあることが浮き彫りになるわけですけど、その先輩は、月曜から金曜は東京とか大阪の友人の家を渡り歩いて泊まらせてもらうと。それで深夜バスで帰ってきて、またアルバイトをして次に備えるという体験談も披露された。こういう状況らしいんです。その授業にかかわった大人の話を知ると、やっぱり20万円、30万円というお金が就職活動をする学生にとっては、特に高知県の学生にとっては非常に重要なんだという話があったそうです。優秀な人材を全国企業に輩出して、それからまた高知県のために活躍もしてもらおうという方法も考えられると思いますので、こういった全国企業に行きたいという学生へのサポート体制も一方で大事になるんじゃないかとも思いますけど、えらい唐突な話をしましたけど、部長のちょっと御所見をお聞きして、この質問を終えたいと思います。

◎中澤商工労働部長 全国企業、大手企業に就職を目指す学生もいれば、我々この就職支援の推進というのは、どちらかというと県内で頑張ってもらいたい。当然、一旦県外へ出て知見を広めて、また戻ってきていただくパターンもあろうかと思いますが、まず、いずれのケースも第一義的には学生が何を目標されてるのかと。学生が希望するサポート、これは大学の立場としても同じでしょうけれども、目指す方向にできるだけサポートしていくことが、まず大原則であろうかと思います。今、県外の大手企業を目指す場合に費用の面で、時間的にももちろんなんだと思いますけど、費用の面で確かにハンデがあるという実態は理解をいたしましたけれども。やはり希望に応じて夢を実現するために、なかなか経済的なサポートは私どもできませんけれども、ぜひ、そういう大志を抱く学生さんに

は、県外に就職をしてもぜひ高知のことを見ていただくような、そういう思いを持って県外へ就職していただきたい。何らかの形で高知県へ貢献をしていただければ大変ありがたいと思います。そういう意味では、先ほどのキャリア教育の機会とか、サポートガイドのお話を課長が申しあげましたけれども、高校生の段階から「高知で働くという選択」というリーフレットを入れてあります。これはやっぱり高知での働きがいであるとか、実は余り知られてないけれども世界的な企業がこれだけありますよとか、あるいは、黒笹さんのお話も出ましたけれども、単に収入だけではなくて生活レベル、自然環境に恵まれているというカテゴリーまでも含めて、収支で見たらそれほど収入に差はないんだと、経済的に差がないんだといったようなデータも折り込んでおりますので、そういうことで学生のうちにできるだけ高知で働くということのイメージをしていただく、そういう努力を続けていきたいと思います。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈経営支援課〉

◎明神委員長 次に、「詐害行為取消請求控訴事件の判決について」、経営支援課の説明を求めます。

◎森田経営支援課長 経営支援課長の森田です。

詐害行為取消請求控訴事件の判決について御説明をさせていただきます。お手元の資料の4ページ、赤い附箋、経営支援課の欄をごらんいただきたいと思います。今回、御説明しますのは、県に対する損害賠償責任があります協連建設が所有する不動産を売却していたことを受けまして、その行為が財産を減少させ債権者の権利を害する、いわゆる詐害行為に当たるとして提訴をしておりました事件の控訴審判決についての御報告でございます。

お手元のページ、1事案の概要をごらんいただきたいと思います。訴えの相手方は、事件があった当時の協連建設の代表者の次男で、現在の不動産の所有者であります竹本光志朗であります。訴えに至る経緯等ですが、県が協業組合モード・アバンセに貸し付けた高度化資金につきまして、その貸し付けに係る詐欺事件に関与した協連建設の当時の代表者、竹本和弘らは、平成13年11月に刑事事件で詐欺罪の有罪判決が確定し、県は損害賠償責任を負う竹本和弘と協連建設に対して、平成14年5月に損害賠償を請求する訴えを提起、平成19年9月に判決が確定しまして、5億円の損害賠償債権を有することとなっております。判決後の弁済協議におきまして、県は債務の履行を請求しましたが、その時点では、協連建設の土地建物には抵当権が設定されているなど、一括での弁済可能な資産を保有していなかったことから、竹本和弘と協連建設から分割での弁済を受けるようになっておったところでございます。その後、その弁済が平成25年1月ごろから滞るようになりまして、減額の相談を受ける中、協連建設の土地建物を調査したところ、抵当権が抹消され、竹本和弘の次男、光志朗に売却されていたことが判明いたしました。その後、減額の相談に係

る資料の提出にも非協力的であり、本件不動産の次男への売却は詐害行為の疑いもあることから、平成 26 年 3 月には預金債権の差し押さえを行っておるところです。また、竹本和弘からは、平成 14 年 2 月の知人からの借入金の返済のために、この借り入れの担保としていた不動産を次男の光志朗に売却したものと説明を受けましたが、この売買は仮装の疑いもあり納得できる説明ではありませんでしたので、平成 26 年 10 月 14 日に議会での議決をいただき、同月 22 日に、この売買は債務者がみずからの財産を故意に減少させ、債権者である県の権利を害する行為であるとしまして、不動産の売買を取り消し、所有権移転登記の抹消を求める訴えを起こさせていただいたところでございます。

裁判の概要と今後の対応についてでございますが、2 の第一審（高知地裁）の概要から 5 今後の対応の項目につきまして順次ごらんをいただきたいと思います。一審、二審を通じまして、県は相手側の取引の不自然さや不合理さを指摘しまして、平成 14 年から平成 20 年にかけての知人からの借り入れから返済に係る一連の取引自体が仮装であると主張をいたしました。しかしながら、相手側から借り入れや返済は現金で行っていたこと、それから、借り入れの場には証人となる第三者の司法書士がいたことなどが示されまして、最終的に高松高等裁判所の判決で、県の指摘する間接的な事実や経緯は、県が主張します相手側のたくらみがある程度推認させるものとなっても、そのたくらみが直ちに事実であると推認させるまでには至らないということで、せんだっての 9 月 20 日、高知地方裁判所と同様に県の控訴が棄却されることとなったものでございます。高松高等裁判所で争点となりましたのは、知人からの借り入れや協連建設と当時の代表者の次男との間でなされた不動産の売買の有無といった事実の認定に関するものでした。こうした事実関係についての不服申し立ては最高裁判所への上告理由には当たらず、最高裁判所はこうした事実認定の争いは受け付けないといったことから、県としましては承服しがたい残念な結果ではありますが、上告を断念せざるを得ませんでした。なお、上告を断念することで本件不動産からの債権回収はかなわなくなります、損害賠償請求権そのものがなくなったわけではございません。今後は、損害賠償債務の弁済につきまして、竹本和弘と協連建設に対しての交渉を再開し真摯な対応を強く求めていきますとともに、債権管理にしっかりと取り組み、適切な回収に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、経営支援課からの報告事項となります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 これは、平成 25 年に次男が購入したことになってますよね。この次男の購入資金がどのようにしてつくられたとか、そこの辺の調査もやっていますでしょうかね。

◎森田経営支援課長 直接的に次男のところでの購入資金について調査する権限は直接的に県にはございません。ただ、裁判の過程で本人が手元で持たれてたお金という証言がございますので、どういった形でのものかわかりませんが、御自身のお金と聞いてお

ります。

◎坂本（孝）委員 今回のことしの控訴審判決は、詐害行為が認められなかったという判決であって、先ほど言われたように損害賠償請求権もまだ残っているわけですので、今のままでは上告もできんわけですね。上告するためには新しい事実が必要になってくると。その新しい事実をどこでどういうふうに見つけていくか、そこの辺がこれからの。これは、なかなか高等裁判所までそういう判決が出ているわけですので、なかなか難しいかもわかりませんが、損害賠償請求権に基づいてとにかく幾らでも戻してもらえるように頑張ってもらいたい。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

それではその他で。

◎坂本（茂）委員 先ほど、部長のほうから審議会等の状況がありましたけれども、この大規模小売店舗立地審議会で案件となって、もしその案件が認められなかったケースというのは過去にあるのかどうかを教えてください。

というのは、ここにもドラッグストアm a c 大津店というのがありますけれども、実は今、高知市の下知地区で非常にコンビニとかドラッグストアが次から次へ林立しておりまして、ドラッグストアが併設、隣同士に違うドラッグストアが建設されようとして、しかも、その隣にはコンビニがあるということで、非常にそこへの出入りの車両が危険でそこを歩行する人たちが困っているという状況も実はあつたりします。オープン当初は確かに客が多いですから交通整理の方が立ったりするんですけども、ほどなくそういった方もいなくなる状況で、そういったことなんかは一切考慮されずにとにかく認められていくのかどうか。過去に、例えば認められなかったこういう案件が理由はこうだとか、そういう報告できるものがあつたら、今は手元にないかもしれませんが、改めて御報告いただけたらと思うんですけども。

◎森田経営支援課長 過去の状況につきましては、今、情報をしっかり確認できてませんので、改めて御報告させていただきます。

あと、大規模小売店舗立地審議会の手続そのものは、いわゆる店舗面積が1,000平米以上のものにつきまして、委員のおっしゃったような視点がまさにこの審議会の審議項目にはなるんですけども、1,000平米以上のものについて出店する際に、騒音であるとか、それから交通環境に与える影響について審議させていただきながら、必要であれば意見を答申を受けるものでございます。現在の審議会の審議内容から言いまして、いわゆる規模の小さいコンビニエンスストアとかといったものは、この中には対象とはならないものになってきます。改めまして、その可否の内容とあわせて御報告させていただきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 そのコンビニはたまたま別ですけども、隣接しているドラッグストア

はここに係ってた案件ですので、そういう意味でちょっとお聞きしたので、また情報として後ほど別途いただけたらと思います。

◎明神委員長 以上で、商工労働部を終わります。

昼食のため休憩とします。午後は、農業振興部からであります。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時53分～13時00分)

◎明神委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

御報告いたします。武石委員から、所用のため少しおくれる旨の届け出があつておりますので、御報告申し上げます。

《農業振興部》

◎明神委員長 それでは、農業振興部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎味元農業振興部長 それでは、農業振興部の提出議案と報告事項につきまして、総括的に御説明をさせていただきます。当部にかかわります議案ですが、平成28年度高知県一般会計補正予算、1件でございます。

お手元の資料の②、補正予算の議案説明書で御説明させていただきます。46ページをお開きいただきたいと思います。ここに農業振興部の補正予算総括表をお示しをいたしております。今回の補正は、計の下の端の欄にございますように、974万円の増額をお願いをするものです。計上課は、産地・流通支援課と畜産振興課でございます。

産地・流通支援課につきましては、国庫事業を活用して、平成15年度に安芸市に整備しました低コスト耐候性ハウスについて、安芸中央インター線の整備に伴う財産処分を実施したことにより、国費の相当額を返還する必要が生じたため、その費用を計上しています。

畜産振興課については、肉用の繁殖雌牛の増頭を促進をいたしますため、市町村、今回は安田町の肉用の雌の子牛の導入を支援をするために、基金造成を行う費用を計上しています。

続きまして、50ページ、債務負担行為でございます。

不足してます獣医師の確保のため、将来、県の機関で獣医師として就職をする意思を持った獣医大学の学生へ貸与する修学資金の費用について、債務負担行為を変更して追加分を計上するものです。

次に、51ページです。農村災害対策整備事業費（伊尾木地区）といたしまして、平成

29年度までの期間で、安芸市伊尾木地区に緊急避難塔いわゆる津波避難タワー2基の整備をするため、債務負担行為として、3億2,400万円を計上しています。

続きまして、報告事項についてです。3件ございます。1件目は、第3期産業振興計画（農業分野）の進捗状況等です。第3期の計画については、本年度が実行初年度になることから、目標達成に向けて、関係機関一丸となって取り組みを進めているところです。生産面は、次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進により、環境制御技術の普及や次世代型ハウスの整備が一定進み、着実に強化が図られています。また、農業クラスターの形成に向け県内で5つのプロジェクトを展開して、生産の拡大や関連産業の集積、販路開拓に向けた検討を関係団体等と連携しながら進めているところです。一方で、生産の強化を図るに当たり、作物の収穫や出荷調整などを担います労働力不足への対策などの課題も見えてまいりました。こうした第3期産業振興計画における、平成28年度上半期の進捗状況や今後取り組みに当たっての強化の方向性につきまして、後ほど農業政策課長のほうから御報告いたします。

2件目は、高知県広域食肉センターについてです。同センターは、ここ数年厳しい経営が続いていることに加え、施設の老朽化も進んでいることから、センターの今後のあり方が関係市町村等で議論をされています。同センターは、畜産物の衛生検査、屠畜、競り、加工、流通販売などの畜産の川上から川中、川下にかかわる極めて重要な役割を担っていることから、県の畜産振興に必要不可欠な施設であると考えておりまして、その機能を県内に存続させることができるように、主体的に関係機関との協議を進めたいと考えています。なお、これまでの経緯や対応状況、そして、今後の対応につきまして、後ほど畜産振興課長から御報告いたします。

3件目は、高知市中学校給食センターの建設地についてです。現在、高知市は、31.6%にとどまっております中学校給食の実施率向上に向けた取り組みを進めており、給食の早期実施を図るため、北西のエリアと東南のエリアの市内2カ所に給食センターを建設する計画を立てています。そのうち、南東エリアの給食センターの建設につきまして、高知市から県市の共有地でございます高知競馬場の敷地の一部に、県持ち分の無償貸し付けの申し出がございました。県の財産条例に基づきまして、無償貸与の要件となる公益性について検討したところ、給食実施率の向上による教育環境の向上、また、同センターには、災害用備蓄倉庫が併設をされ、災害時の防災拠点の役割も担うことから、高い公益性が認められ、条例の無償貸与の要件を満たすことから、高知競馬場の一部敷地について、県持ち分を高知市に無償貸与するということになりました。これにつきましても、詳細につきましては、後ほど競馬対策課長から御報告いたします。

最後に、お手元の資料に、各種審議会の審議経過等についてを添付しています。こちらについては、高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会の開催実績や今後の

開催予定などを記載をしています。

以上で、私からの説明を終わります。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈産地・流通支援課〉

◎明神委員長 初めに、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎二宮参事兼産地・流通支援課 産地・流通支援課でございます。

当課の平成 28 年度の一般会計補正予算案について御説明をいたします。

資料ナンバー②の議案説明書（補正予算）の 47 ページをお願いします。歳入です。14 款諸収入の増額をお願いするものです。内容については、歳出で御説明いたします。

48 ページをお願いします。歳出です。6 目の産地・流通支援費の説明欄の 1 競争力強化生産総合対策事業費の国庫支出金精算返納金は、土佐あき農業協同組合が、平成 15 年度に国庫事業を活用して、安芸市に整備しました低コスト耐候性ハウスについて、道路の整備に伴う財産処分を実施したため、国費相当額の返還について予算を計上するものです。

別とじの議案に関する補足説明資料の産地・流通支援課のインデックスのページをごらんください。施設の概要につきましては、平成 15 年度の輸入急増農産物対応特別対策事業を活用して、土佐あき農業協同組合が整備した低コスト耐候性ハウスです。8 棟の整備したうち、今回、撤去が必要となった施設は、安芸市西浜に整備した 1 棟で、ハウス面積 2,940.3 平方メートルのうち 178.2 平方メートルです。対象施設の位置については、阿南安芸自動車道、安芸道路の安芸中央インター線の近くで、撤去箇所については、写真にあるとおり、安芸中央インター線に交差する市道安芸伊尾木線沿いの赤い部分です。市道安芸伊尾木線に右折レーンを設置するための道路拡張により撤去するものです。撤去工事につきましては、写真のように工事が完了しております。返還額につきましては、対象ハウスの撤去した面積に係る国費相当額で、73 万 9,484 円となり、国との返還協議が整いましたので、今回 9 月補正に 74 万円を計上させていただきました。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎西森委員 これは耐用年数だとか、そんなのは関係なし。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 国庫支出事業の場合、普通でしたら耐用年数で残存価格という形になりますが、今回の道路整備に関しましては、補償額がありますので、そういう部分で当初の補助金、国費の相当額の今回の面積率というのが規定でございます。そういうことで、今回についてはこの要綱を取り決めに適応させていただいております。

◎西森委員 わかりました。

◎明神委員長 いいですか。

(なし)

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈畜産振興課〉

◎明神委員長 次に、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 畜産振興課の谷本でございます。

それでは、畜産振興課の一般会計補正予算について御説明いたします。資料番号②、議案説明書（補正予算）の49ページをお開きください。

歳出の表の右側説明欄をごらんください。これは、今回、畜産生産基盤強化事業費におきまして、新たに肉用牛導入資金供給事業費補助金900万円をお願いするものです。

別とじの議案に関する補足説明資料の畜産振興課1ページをお開きください。事業内容です。この事業は、和牛の繁殖雌牛の増頭を図るため、雌子牛を導入するための基金を造成します市町村に対して、括弧中側の分、造成経費1頭当たり40万円の4分の3の30万円を支援するものです。

事業の流れとして、県は市町村が行う基金造成に対して補助を行います。市町村は、その基金により雌子牛を導入し、生産者に貸し付けます。生産者は、貸し付けを受けた子牛を繁殖雌牛として育て子牛を生産します。生産者は、貸し付けを受けた牛代を3年後に基金に戻すかわりに、その牛は生産者の所有になるというものです。また、市町村が基金事業終了するとなった場合には、造成時の割合に応じて、県に返還されることになっております。この事業のメリットとしては、繁殖雌牛の導入経費の支払いについて、3年先に伸ばすことができるという内容となっているため、新規参入農家や短期間に多くの増頭を図ろうとする農家にとっては、初期投資を抑えることができます。そこで、今回、新たに基金の造成に取り組む安田町に対する補助金としまして、30頭分の900万円をお願いするものです。

続きまして、資料番号②の議案説明書、50ページをお開きください。これは、今回、獣医師修学資金貸付におきまして、債務負担行為の額の限度額を1,200万円に変更をお願いするものです。

また、別とじの議案に関する補足説明資料の畜産振興課の2ページをお開きください。近年、地方自治体に勤務する獣医師職員の確保が難しくなっています。特に、本県のように大都市から遠く離れた自治体につきましては、1番目にごございます高知県の獣医師の採用状況の右端にお示ししているとおり、平成28年度は、1回目9名募集に対しまして11名の応募、7名が合格しておりますけれども、現時点で3名が辞退するなど、新規採用者の確保が困難な状況が続いております。現在、2回目を募集中でございます。このため、将来の県庁獣医師を学生段階から確保するために、獣医系大学生を対象とした修学資金の貸付事業を平成21年度から再開して実施しております。

上から2つ目の項目、獣医師修学資金貸与制度の概要をごらんください。この制度では、

獣医系大学に在学し、卒業後に高知県職員としての業務に従事する意志を持つ学生を対象にしまして、月額 10 万円の修学資金の貸し付けを行ってまゐります。貸与を受けた場合、貸与期間の 1.5 倍の期間、例えば 6 年間貸与された場合は 9 年間、高知県職員として勤務した場合に修学資金の全額を免除するものです。その下の項目、平成 27 年度までの実績としまして、20 名の学生に貸与しまして、卒業した 10 名のうち、現在 7 名が県庁獣医師として入庁しております。その下の項目、平成 28 年度の募集では、大学 1 年生と 3 年生を 1 人ずつ合計 2 名に新規貸し付けを実施することとして、予算を御承認いただき、募集の結果、1 年生 2 名の応募がありました。獣医師確保が厳しい中で、早い段階での学生確保が必要との考えから、貸し付けを 1 年生 2 名に変更したため、これに伴いまして、貸付金 2 年分の債務負担行為額の増額が必要となることから、今回 1,200 万円に変更をお願いするものでございます。

当課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 獣医師確保対策事業で説明のあった部分で、今後の退職予定者との関係でいくと、下に書いてますこの表の入庁者数の推移が、本来どうなっていくことが望ましいという試算になってますか。

◎谷本畜産振興課長 退職者に見合った人員を確保するために募集するということになっております。けれども、今の状況では確保は難しいということで、再任用の方と御相談しながら調整しているところでございます。

◎坂本(茂)委員 その場合に、向こう何年間か、例えば平成 29 年だったら何人採用したいという数字はどんなに推移してるか、試算はありますか。

◎谷本畜産振興課長 平成 29 年度は退職者 4 名に対して、この事業による確保予定数を半分相当の 2 名と算定しております。平成 30 年度は 4 名の退職者ですけれども、既に貸与してる学生がございまして、ゼロ名でございます。平成 29 年度は退職者 4 名に対して、事業による確保予定数は 2 名でございます。その後はちょっと変動がございまして、平成 29 年度でよろしいでしょうか。

◎坂本(茂)委員 退職予定者はどんな推移ですか。

◎谷本畜産振興課長 平成 29 年度 4 名、平成 30 年度 4 名、平成 31 年度 2 名、平成 32 年度 7 名、平成 33 年度 4 名、平成 34 年度 3 名、平成 35 年度 4 名となっております。

◎坂本(茂)委員 平成 32 年度 7 名は結構大きい数字ですけど、やっぱりそこへ確保していくための努力をぜひ、今から順次しておいていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

◎谷本畜産振興課長 努めてまいります。

◎明神委員長 そのほか、いいですか。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈農業基盤課〉

◎明神委員長 次に、農業基盤課の説明を求めます。

◎松尾農業基盤課長 農業基盤課でございます。

お手元の資料ナンバー②、議案説明書の 51 ページ、債務負担行為をお願いするものです。内容としまして、安芸市伊尾木地区で実施しています農村災害対策整備事業において、津波から避難するための津波避難タワーの整備を行うものです。

事業の概要について、別とじの補足説明資料で説明させていただきます。赤のインデックスの農業基盤課をお開きください。本地区で計画しています津波避難タワーの施工位置図を下半分に示していますが、位置図の右のほうの伊尾木川を挟んで、右岸側の川北工区で3基、左岸側の伊尾木工区で3基、全部で6基の津波避難タワーを計画しています。このうち、緑色で示しています川北工区の2基と伊尾木工区の1基は、昨年度までに完成しています。本年度は、残る3基について整備する予定でしたが、国予算の割り当てが当初の見込みを大きく下回ったことから、現在、伊尾木工区伊尾木1号避難塔の実施整備をしているところです。

残る2基分について、今回、債務負担をお願いするものですが、その工事概要を上半分に示しております。まず、川北工区の1基、川北3号緊急避難塔整備工事ですが、構造は鉄骨づくり、避難スペースは1階建て、タワーの高さは13.2メートル、標高では18メートルとなっています。避難対象人数は131名。工事費は2億5,800万円を予定しています。また、伊尾木工区の1基、伊尾木3号緊急避難塔整備工事ですが、構造は同じく鉄骨づくりで、避難スペースは用地の関係で2階建てとなっています。タワーの高さは13.9メートル、標高では19メートルで、避難対象人数は134名。工事費は2億1,600万円を予定しております。

議案説明書の 51 ページにお戻りいただきたいと思います。津波避難タワーの整備は、南海トラフ地震対策として緊急を要する課題でして、1日も早く完成することが必要であります。残る2基を整備するには、4億7,400万円必要ですので、国の割り当てが不足しております。3億2,400万円の債務負担を今回お願いし、早期完成を図ろうとするものです。

以上で、農業基盤課の説明を終わります。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 1階建てというのがよくわからなくて。例えば右の伊尾木2号、この場合は、これ何階建てですか。

◎松尾農業基盤課長 これは2階になります。少し見づらくて恐縮ですが、この写真で外

側に3段ございますけども、これはいわゆるスロープで、実際の避難スペースはその中の部分で、写真で見ますと、一番上のところに見えてところが1階部分になります。この上にちょっと写真には隠れてるんですけども、実際それと同等の形で2階があるというような状況です。本来でしたら、できるだけ早く逃げるためには1階が望ましいんですけども、どうしても用地の制限等がございまして、やむなく2階建てにしてるところもございます。避難スペースの高さとしては、当然下の部分でいわゆる津波からの確実に避難ができるという高さをしておりますので、いわゆる2階建てになると通常の想定する津波高さよりもさらに高いところに逃げるといような状況になっております。

◎坂本(茂)委員 ただ、1階建てより2階建てのほうが、面積とかは延べ床面積が狭いということはあるんですけども、2階建てやけれども工事費のほうは1階建てより安いというのはどうなんですか。

◎松尾農業基盤課長 建物自体はそうでございまして、いわゆる基礎地盤の関係がございまして、これの下には杭基礎を設置することとしています。この伊尾木3号のところは、杭基礎が約11メートル。径としては、1,600ミリの現場打ちの杭を施工する必要がございまして。一方、川北のほうは基礎地盤が比較的いいので、短い杭で構わないといったことで、基礎工事において差額が出てるといことでございまして。

◎西森委員 逆では。川北のほうが高い。

◎松尾農業基盤課長 川北は、杭の長さ自体は短いんですが、全体の杭の本数40本を入れる形にしております。これはなぜかといいますと、川北と伊尾木の部分でいうと、工事の施工において振動をできるだけ起こさないといったことが、川北は周辺に家屋が非常に多いと。一方、伊尾木は、どちらかといえば国道沿いに近いといったことで、振動についても理解が得られるといったことで、杭の本数自体が違うといった部分で差額が出ています。

◎坂本(茂)委員 農村災害対策整備事業でやるこの避難タワーと防災減災のほうでやっていると積算の根拠とか、そういったのは一緒なんですか。

◎松尾農業基盤課長 私どもがやっているのは、基本的には県のほうで実施する。他方で防災減災の関係でやるのは市町村のほうで実施されるといったことで、必ずしも一緒かどうかというのは私どもちょっと精査はしておりませんが、基本的には建設省の建築の歩掛に基づいて実施をしておりますので、大きな差はないと認識しています。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、農業振興部の議案を終わります。

続いて、農業振興部より、3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈農業政策課〉

◎明神委員長 「第3期産業振興計画(農業分野)の上半期の進捗状況について」、農業政

策課の説明を求めます。

◎杉村農業政策課長 4月よりスタートしております第3期産業振興計画（農業分野）の進捗状況等につきまして御報告させていただきます。今回、御説明する内容につきましては、平成28年度上半期の進捗状況と今後の取り組みの強化の方向性、それと専門部会での評価と主な意見を取りまとめた資料となつてまして、9月12日に開催しました産業振興計画フォローアップ委員会において、委員の皆様にご審議していただいたところです。

それでは、商工農林水産委員会資料、平成28年9月定例会（報告事項）1ページをお願いいたします。

第2期の産業振興計画においては、高齢化や担い手不足により、農家の戸数の減少や産地が縮小している中においても、生産性の向上や販路の開拓、新規就農者の確保などに取り組んできたことにより、農業生産を一定維持してまいりました。第3期産業振興計画では、引き続き「地域で暮らし稼げる農業」を目指しまして、若者にとって魅力のある産業として発展できますよう、5つの戦略に基づきまして取り組みを進めているところです。

以下、戦略ごとに主な取り組みについて順次御説明します。1) 生産力の向上と高付加価値化による産地の強化では、1つ目の丸に記載してありますとおり、環境制御技術の普及。これはまさに1丁目1番地の取り組みとして進めているところです。普及を進める中で、既に炭酸ガス発生装置を導入されている方が、その効果を実感され、さらなる増収、ステップアップを目指しまして、新たな機器を導入したいという要望が多く上がってきているところです。農家の方々に施用の効果を実感していただき、普及促進につながっているものと考えております。

2つ目の丸に記載しております次世代型ハウスの整備促進ですが、県内各地で事業の積極的なPRを行った結果、整備面積では、平成28年度末見込みで約12ヘクタールと、目標としておりました9.7ヘクタールを上回る見込みとなっております。

3つ目の丸に記載してあります企業の農業参入の推進については、現時点で12社に本県での農業参入を具体的に検討していただいております。また、実際に産地を訪問していただいている企業もあり、企業参入の実現に向けた取り組みが進みつつあります。

2の中山間地域の農業を支える仕組みの再構築でございます。2つ目の丸に記載しておりますとおり、中山間農業複合経営拠点の整備推進については、これを全県に広げていくために、県内を5つの会場に分けてセミナーを開催いたしました。セミナーはワークショップ形式で実施し、セミナー終了時には構想案ができ上がるといったような形で進めております。関係者の機運が大いに高まっているところでございます。

3の流通・販売の支援強化では、2つ目の丸に記載してありますが、卸売市場と連携した取り組みについては、飲食店や大手弁当チェーン店への高知県産野菜の納入が新たに始まるなどの成果につながっております。また、この枠組みの中で、新たに輸出の推進にもチャ

レンジしていくこととしています。青果ではシンガポール、香港での高知県フェアの開催、花卉ではオランダでの商談会の実施などに向け、検討を進めているところです。

4の生産を支える担い手の確保・育成では、1つ目の丸に記載してありますとおり、U・Iターン就農者の確保に向けまして、産地提案型の担い手確保対策に取り組んでいます。産地が求める人材や支援体制などをまとめた産地提案書、こちらは全市町村で策定していただくよう推進を図っているところをございまして、8月末時点で26市町村で32の提案が作成されております。

2ページをお願いします。5の地域に根差した農業クラスターの形成でございます。農業分野におきましては、施設園芸を核として、食品加工や直販所、レストランなどの関連産業を集積させて、より多くの雇用を生み出す農業クラスターの形成に向けた取り組みを進めております。現在のところ、「四万十次世代モデルプロジェクト」。「日高トマト生産拡大プロジェクト」、「南国市還元野菜プロジェクト」など、5つのプロジェクトが関係団体などと連携しながら進めているところです。

2の取り組みの強化の方向性について御説明いたします。1の労働力の確保と省力化の推進について、主要品目に取り組む340戸の農家を対象に、労働力不足の実態調査を行った結果、園芸農家の約4割で労働力不足が発生しており、これが農業の拡大再生産のボトルネックになっていることが明らかになってまいりました。そこで、資料にも記載してありますが、各地域で労働力不足が大きな問題となっている品目を対象に、求人方法の改善やJAの無料紹介所を核とした労働力を補完する仕組みを構築することで、雇用条件のミスマッチの解消、必要な労働力確保に努めてまいります。また、省力化機器の開発提案や導入、省力化につながる栽培方法の実証を行うなど、省力化を推進してまいります。

2の女性の活躍推進についてですが、農業をさらに発展させていくためには、女性の活躍は不可欠だと考えております。選択メニュー制の農業セミナーをはちきん農業大学と銘打って開催し、経営感覚と実践力を備えた女性農業者の育成を図ることで、地域農業の課題解決や家族経営体の発展につなげてまいります。

3の専門部会での評価と主な意見について御説明いたします。農業部会は、平成28年度上半期の進捗状況について、おおむね計画どおりに進んでいるという評価をいただきました。主な意見としまして、1つ目の丸にございますように、高知県園芸農業協同組合連合会として取扱量が年々減少している中、これまで系統に入っておられなかった小規模の農家につきまして「取り扱っていきたいが、苦勞しておりますので県のほうからも知恵を借りたい」というような御意見。3つ目の丸にございますように、生産者組織の方々に販売促進活動に直接かかわっていただくことは非常に有効なので、活動を積極的に行えるように支援をお願いしたいといった意見がございました。いただいた御意見を参考にしながら、現状の取り組みの見直しや次年度以降の取り組み強化につなげたいと考えています。

資料3 ページから7 ページまでは、取り組み強化の方向性についてまとめたものです。先ほど説明しました内容と重複いたしますので省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎久保副委員長 1丁目1番地の環境制御技術は、本当に先般も新聞にも出てました普及を予想以上にされてるということですが、9月補正で措置をしなければいけないほどのことはないんですか。

◎杉村農業政策課長 環境制御の機器について、実は当初予算で計上した金額より大幅に超えてございます。それについては、6月の段階でかなり予算が不足しそうだということで、県庁内部で総務部と一緒に相談し、予算自体は産地・流通支援課のほうになりますけれども、当初にいただいている予算の中で頑張っってその分を捻出しようということにさせていただいたところでございます。実際には、当初予算でいいますと、1億円弱のものが2億円近くになってるようになって聞いています。

◎坂本(孝)委員 生産力の向上と高付加価値化ということで、炭酸ガスの発生装置を導入する農家が安芸の農協の管内で去年73戸あるわけですが、よその地域と比べて安芸市がすごく多いですね。ナスというCO₂を使う必要性のある作物があるという説明も受けたかもわかりませんが、これ以外に何か安芸市でこれだけ広まった要因はありますか。

◎岡林次世代園芸推進室長 産地・流通支援課の次世代園芸推進室長の岡林です。

安芸郡はナス農家もそうですけど、ピーマン、それから花卉類でも取り組みが始まっておりまして、安芸のほとんどの品目で環境制御の効果が農家に広まり、普及が進んでいます。ただ、今年度の事業につきましては、安芸だけではなくて、土佐香美管内の中央東、それから南国、西は土佐市、それから四万十町と県下全域で23品目で事業の申請がありまして、じわじわとロコミで効果が農家間に理解していただいて普及が進んでいるところです。

◎坂本(孝)委員 主要7品目ということですが、そうしたら花卉もそれへ入ってるわけですか。

◎岡林次世代園芸推進室長 7品目はピーマン、シシトウ、ナス、トマト、ミョウガ、キュウリ、ニラでございます。それ以外でスイカとかメロンとか。それから新ショウガも入っております。花卉類ではブルースター、ダリヤ、トルコキキョウ、ユリ、バラと洋蘭とか入ってます。

◎吉良委員 生産を支える担い手の確保・育成というところで、340戸とおっしゃいましたね。この調査で4割が労働力不足が発生しているということなんですけども、これ非常に深刻なんですけど、この数とそれから、産地提案書策定をしている市町村とのかかわりはどうなんです。4割の中にはほとんど大体の産地提案型のやつは出てるんですか。そ

れぞれ4割も広がってると思うんですけど、どんな形で。

◎元木農地・担い手対策課長 農地・担い手対策課長の元木です。

産地提案書自体につきましては、各産地で産地を維持していくために必要な人員として、例えばこの地域には2名とかそういった形で応募しているような状況です。一方でこちらの350名は、この県下で必要な範囲で、労働力が不足してるのかと聞いたところなんですけども、基本的には340戸に適した状況としましては、どちらかといいますと、単純的な労働力という面が強いということが不足している中で御意見がございまして、産地提案書というのはそういう意味では担い手ということで、一般的な労働力として確保していく方々を募集しているような状況でございます。

◎吉良委員 ということは、当面と継続的な雇用とで分類は違うということですね。

◎元木農地・担い手対策課長 長期的に産地提案書ということで、農業機関で働いていただけの方を産地提案書で確保するとともに、一方で、6次産業の方々が作業していく上で作業員が不足している部分もございまして、県としても少しでも労働力確保対策というような形で、取り組んでいきたいと考えております。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈畜産振興課〉

◎明神委員長 次に、「高知県広域食肉センターについて」、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 畜産振興課の谷本でございます。

当課からは、高知県広域食肉センターについて御報告をさせていただきます。赤いインデックスの畜産振興課をお開きください。

まず、初めにをごらんください。高知市海老ノ丸にございます高知県広域食肉センター、以下食肉センターは、と畜頭数の減少による厳しい経営に加え、老朽化が進んでいることから、現在、「高知県広域食肉センターあり方検討委員会」におきまして、今後のあり方について議論が行われています。県としまして、畜産振興における食肉センターの重要性に鑑み、施設の更新を行い存続させるべきとの立場から、全国農業協同組合連合会高知県本部、以下全農やJAグループとの協議も踏まえ、今後の食肉センターのあり方に対する考え方を以下のとおりまとめましたので、その内容を御報告します。また、この内容につきましては、10月20日開催予定の第6回委員会でも説明する予定ですので、あわせて御報告します。

まず、1の基本的考え方ををごらんください。知事が答弁しましたように、第3期の産業振興計画では、土佐あかうしや四万十ポークなどの畜産物を地産外商の重要な品目として位置づけ、生産を拡大するとともに加工や流通販売の強化の取り組みを進めているところです。また、こうした取り組みを核として、食品加工、流通販売、レストランなどの関連産業を集積させ、より多くの雇用の創出を生み出す「畜産クラスター」の取り組みも進め、

既に嶺北地域や四万十町におきまして、畜産クラスタープロジェクトがスタートしています。そうした取り組みの中で、食肉センターは、と畜や競り、枝肉からブロック肉などへの加工や量販店などへの流通販売などの機能を通じまして、生産の拡大や食肉加工による畜産物の高付加価値化、地産外商の強化や県民への安全安心な食肉の供給といった、いわゆる川上、川中、川下の取り組みを好循環させ、拡大再生産につなげていく上で極めて重要な役割を担っています。仮に、この食肉センターが廃止されまして県外でと畜することになりますと、輸送コストの増大や価格の低下などにより、小規模の生産農家が多い土佐あかうしでは、廃業や規模縮小が懸念されます。このように、食肉センターは本県の畜産振興のために必要不可欠な施設であり、存続すべきものと考えますことから、まず、現在の食肉センターの経営改善につきましては、食肉センターの主要な構成員でございます全農と、高知県中央食肉事業協同組合が中心となり、JAグループの支援も得て、来年度以降、牛や豚の集荷を強化するなどにより、経常赤字を縮減し、存続に道筋をつけてまいります。さらに、その先の新しい食肉センターの整備に向けては、県が中心となりまして、市町村、全農やJAグループなどと連携して検討を進め、早期の実現を目指し取り組むこととしました。

続きまして、2の新施設の整備について、(1)の基本方針をごらんください。新しい食肉センターについて、現在の食肉センターのと畜、加工流通の機能を基本にしながら、さらに必要な機能も備え、将来の生産頭数の増加なども考慮しつつ規模を決定してまいります。また、畜産物のブランド化や海外輸出などに対応するとともに、食の安全を求める県民ニーズにも対応したHACCP対応の施設を目指してまいります。管理運営については、JAグループが中心となって担い、県や市町村のかかわりについては検討会で協議してまいります。

その下、(2)の検討の体制をごらんください。県から、一部事務組合代表、JAグループ、生産者、加工流通業者、食肉センターの運営等の専門家等に参加を要請し、新たな検討会を設置します。また、検討会の進行に応じまして、一部事務組合の28市町村以外の市町村の参加も要請します。事務局は県が担ってまいります。

その下、(3)の経費の負担をごらんください。この施設整備に要する経費ですが、新しい食肉センターの規模、機能、事業費等については、検討会で決定してまいります。また、この経費の負担につきましては、現在の食肉センターの整備、大規模改修の際の負担区分等を勘案し、検討会で協議してまいります。

最後に、今後のスケジュールをごらんください。検討は速やかに開始しまして、来年8月をめどに、新たな食肉センターの構想について取りまとめを行います。

以上のような内容で、現在の食肉センターの運営改善を図りながら、県が主体的に新たな食肉センターの整備に向けた検討を行ってまいります。

当課からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 新たなセンターというのは、現在地からは変わるという前提でいいんですかね。

◎谷本畜産振興課長 現在地の建てかえがベストだと思いますので、まずはそこから検討していきたいと思います。

◎坂本(茂)委員 ただ、現在地は、いわゆる南海トラフ地震、津波浸水を考えたとき、そういう災害の影響というのは大きいんじゃないでしょうか。

◎谷本畜産振興課長 災害マップを確認してみますと、あそこは浸水からちょっと免れるという地域になっておりますが、その部分も確認しながら整備の適地について検討していきたいと思っております。

◎坂本(茂)委員 せっかく新たにつくるわけですから。いろいろと想定される被害に対してはもう万全を期して、適地から検討していただいたらいいのではないかなと思いますので、また御検討ください。

◎味元農業振興部長 ちょっと補足をさせていただきます。位置につきましては、基本的にはフリーハンドで考えていきたいと思っております。ただ、この施設自体がいわゆる迷惑施設的な考え方というか、そういう反応をされる方も多分いらっしゃると思います。ですから、なかなか新しいところに設置をしていくということになりますと困難なことも想定されますので、当然、現在の位置についても別の選択、有力な選択肢の一つとして検討していくことになります。ただ、現在の位置は今言われましたように、本当にそれで大丈夫なのかという話ですとか、既に施設が建っておりますので、そのスペースの中で今の施設を使いながら、例えば設置をすることができるのかとか、そんな課題もございますので、そのあたりは検討をしていく中で十分精査をして判断していくことになります。それから、もちろん例えば高知市内でのほかの地域での立地をする、よい場所があるのかないかとか、あるいは高知市以外でのそういう立地の可能性があるのかないか、そんなことも含めてトータルで検討していきたいと思っております。

◎坂本(孝)委員 今ジビエが話題になってますけど、移動用の車でさばくような形があるんですが、この食肉センターはジビエの取り扱いの可能性はどうです。

◎谷本畜産振興課長 いわゆる食肉センターと畜場というのは、法律的には、牛豚のいわゆる産業動物を扱うところでございますので、ジビエのと畜処理を想定したものではありません。

◎坂本(孝)委員 想定はそうかもわかりませんが、これからジビエのほうももうすぐく力入れていくようになってまして、そこの辺で将来的に処理してほしいという声が出た場合はどんな感じですか。

◎谷本畜産振興課長 それは検討してまいりたいと思いますけれども、野生動物の場合、速やかな処理が必要ですので、例えば今の位置まで運ぶ時間とかを考えると、なかなか難しいのではないかと思います。すぐに血抜きをして処理しないと、何か味に影響があると聞いておりますので、そういうことは大きい課題と思っております。

◎武石委員 本会議でのこの件についてのやりとりも聞かせていただきましたし、今も御説明いただきましたけど、これからやっぱり高知県の畜産業の発展とか、それからまたそれを核に畜産クラスターを広げていくという意味からしても、やっぱりこの食肉センターはなくてはならぬ施設だと我々も思っていますので、いい方向へ行くようにぜひ県がしっかりと推進をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。要請です。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈競馬対策課〉

◎明神委員長 次に、「高知市中学校給食センターの建設地について」、競馬対策課の説明を求めます。

◎伊藤競馬対策課長 競馬対策課です。

報告事項、競馬対策課の赤のインデックスのページをお開きをください。当課が所管しております高知競馬場の敷地は、高知市との共有地となっております、この敷地の一部に高知市が中学校の給食センターを計画しておるところです。この建設地につきまして、このたび高知市のほうからの申し出によりまして、無償により貸し付けを行うことといたしましたので、御報告をさせていただきます。

まずは場所の選定ですが、高知市においては、3つの条件から選定が進められてきた経緯があり、1点目として、浸水被害を受けない場所。2点目として、調理後2時間以内に学校へ配送できる場所。3点目に給食の早期実施や事業費の縮減を考慮し、公有地を優先して選定という条件で、昨年度、選定が進められてまいりました。市内の給食の配送エリアを北西と南東の2つに分けまして、南東のエリアの建設地につきまして、高知競馬場の敷地の一部が選定されたものです。

次の、建設地の概要です。場所は、高知市長浜の高知競馬場の駐車場奥に位置するところです。

2ページのほうに航空写真をつけております。競馬場、この写真の右下のほうの大きな楕円がありまして、西の北の隅という形で山手側のところで、色づけをしているところです。進入路なども含めまして、約1万1,800平米が必要面積となっております。黄色の色のところが建物の敷地。オレンジ色が進入路。緑色が斜面、のり面の緑地となっております。

1ページに戻っていただいて、土地の所有者の関係ですが、高知市と県との持ち分割合によります共有地となっており、県が15分の11、高知市が15分の4となっております。土地の現状ですが、高知競馬場建設当初、昭和60年、今から30年前ですが、来場者用の駐

車場の予備地として確保されておりました。ただ、これまで長年にわたり使用していない状況ですので、今回の貸し付けを行っても競馬運営への支障はないものと判断しております。

次に、土地の県の持ち分の取り扱いについてでございます。このたび高知市のほうから当該給食施設は非常に公益性も高く、また、県と市が共有する土地でもあることから、無償による貸し付けを受けたいと要請がありました。こうした土地の県有財産の貸し付けについては、県の財産条例の第5条のほうに、「他の地方公共団体が公共用または公益事業の用に供するときで、営利を目的としない場合は無償貸与できる」と定めていることから、この要件に合致するか検討を重ねまして、整理をしてきたところです。

次の4の事業の公益性のところでございます。給食実施率の向上による教育環境の充実という面からですが、現在、高知県全体の公立中学校の給食実施率は62%と、全国平均87.5%を大幅に下回っておりまして、今回の給食センターの設置は、改善に大きく資する取り組みであります。生徒の食育の推進でありますとか、健康の保持増進など、教育環境の充実を図るものと考えてございます。また、あわせまして地元地域からの食材の供給といったことも進められますので、地産地消の促進などにも幅広くつながっていくものと思われまます。

次に、災害・防災上の役割という面からですが、この給食センターには、災害用備蓄倉庫が併設されることになっていまして、南海トラフ地震など、大規模災害時には炊き出しの機能なども備える施設にもなります。災害から県民市民の安心安全な暮らしを守る拠点施設として、その役割が大きく期待されるものです。

以上の観点により、この事業は高い公益性が認められますことから、無償による貸し付けを行うこととしたものです。

なお、建設のスケジュールですが、資料の3ページに、高知市が作成しました資料をつけております。一番下の4番「整備のスケジュール（調整中）」で、10月には実施設計などの業務を完了しまして、年末ごろから用地造成工事に入り、来年の10月ごろから建物の建設工事に取りかかり、平成31年の1月から給食が開始される予定となっております。

報告は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 全県の実施率、これで高知市の中学校やったら何%になりますか。

◎伊藤競馬対策課長 これをやりますと74.1%に上がります。

◎明神委員長 いいですか。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

◎味元農業振興部長 補足というか修正させていただきたいと思います。先ほど、食肉セ

ンターの立地場所の件で。今の海老ノ丸にございます高知市の食肉センターのあそこについても有力な候補として検討していくと断言をしたような言い方をさせていただきましたけれども、実はまだ、土地を所有しておる高知市、それから施設を所有をしている一部事務組合ときちっとお話をして了解いただいたわけではございませんので、今度御了解もいただきながら、そういう視点で取り組んでいきたいと考えているという趣旨でございますので、訂正させていただきます。

◎明神委員長 以上で、農業振興部を終わります。

《林業振興・環境部》

◎明神委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田所林業振興・環境部長 それでは、林業振興・環境部の提出議案及び報告事項について御説明をさせていただきます。

一般会計の補正予算議案について、資料②の 52 ページ、林業振興・環境部補正予算総括表をお願いいたします。総額で2億7,700万円余りの補正をお願いするものでございます。補正の内容としましては、CLTを活用した建築物を促進するための建築費用として、8,700万円余りを計上しております。また、平成26年度、平成27年度に発生した林道施設災害復旧事業において、平成28年度の国庫補助金の交付決定がございましたので、1億8,900万円余りの増額をお願いするものです。次に、繰越明許費につきましては、自然公園等施設整備事業費につきまして、計画調整に日時を要しましたため繰り越しをお願いするものです。

次に、報告事項が3件ございます。1件目は、第3期産業振興計画の林業分野における平成28年度上半期の進捗状況等につきまして御報告させていただきます。9月5日に開催しました産業振興計画フォローアップ委員会の林業部会において、委員の方々からほぼ計画どおりに進んでいると評価をいただいております。今後も着実に実行してまいります。

2件目は、エコサイクルセンターにおける埋立廃棄物からの発煙についてでございます。今回の2度にわたる発煙事故によりまして、県民の皆様、とりわけ日高村の皆様には、大変御心配をおかけしましたことに対しまして深くおわびを申し上げます。今後は、1日も早い原因究明と再発防止策の徹底を図り、より一層安全な管理運営に万全を期すことによりまして、県民の皆様にご安心いただけるよう全力で取り組んでまいります。

3件目は、今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想の中間報告についてでございます。先月21日に、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想検討委員会において中間報告が取りまとめられまして、県内に新たな施設を整備する必要がある。また、公共関与の手法により整備を進めていくことが必要で

あるとの報告をいただいております。この報告書の内容を踏まえて検討を開始しまして、最終報告を待って、また議会での御議論もいただき結論を出していきたいと考えております。

最後に、林業振興・環境部が所管します審議会の審議経過等につきまして、お手元の赤いインデックスに審議会等とあります資料に一覧をおつけしております。

以上、総括的に御説明いたしました。詳細はそれぞれ担当の課長から御説明させていただきます。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈木材産業振興課〉

◎明神委員長 初めに、木材産業振興課の説明を求めます。

◎小原木材産業振興課長 木材産業振興課の予算議案について御説明いたします。

資料②、予算議案説明、補正予算の 54 ページをお開きください。歳出についてです。今回、補正をお願いします C L T 建築促進事業費補助金は、森林整備加速化林業再生基金を活用して、C L T の推進につながる実証的な建築物の整備に対して助成するものでございます。

これにつきましては、補足説明資料を添付しております。青いインデックス、林業振興・環境部補足説明資料の赤いインデックス、木材産業振興課のところをお願いいたします。

まず、C L T 推進の狙いにありますように、これまで木が余り使われてこなかった低層非住宅や中・大規模の建築物について、C L T を確保した木材利用が進むことにより、飛躍的な木材需要の拡大が期待できることから取り組んでいるところでございます。

現在、国の主な動きとしましては、林野庁と国土交通省が「C L T の普及に向けたロードマップ」を公表し、本年 3 月末と 4 月に、C L T 建築に関する基準が告示されました。これにより、C L T を活用した建築物が以前より整備しやすくなっている環境になっております。また、本年 6 月に「C L T 活用促進に関する省庁連絡会議」が設置され、活用を積極的に促進する方針が取りまとめられるなど、政府を挙げて C L T の普及が進められております。

一方、本県では、全国に先駆けて早期普及を目的に、産学官による C L T 建築推進協議会を設立し、研修会の開催や県内の建築プロジェクトへの技術支援などに取り組んできました。

C L T の普及に向けての取り組みとしては、さまざまな建築事例を積み重ね、消費者や建築士などに対して C L T の認知度を高めていくこと、また建築過程で得られた技術やノウハウの蓄積及び普及や、建築士などの従事者を育成すること、加えて、C L T の需要拡大に合わせて、パネル量産化による建築物のコストダウンに取り組むことが重要と考えております。日本 C L T 協会などの関係者と連携し、取り組みを進めております。

本県では、県内における建築事例のところにあるように、これまで日本発のCLT工法による、高知おとよ製材社員寮を初め6つの施設が完成をしております。また現在、枠の右側にあるように、新たに6つの建築物が推進中でございます。その中で補助施設としましては、商業兼事務所の1施設の建築と銀行事務所など3施設の設計に対して、今年度当初予算、CLT建築推進事業費補助金により支援することとしております。今回、設計に支援していました宿毛市の2階建て銀行事務所の建築に係る経費として、8,740万円余りを補正予算をお願いするものです。

以上、説明のほうを終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈治山林道課〉

◎明神委員長 次に、治山林道課の説明を求めます。

◎松嶋治山林道課長 それでは、治山林道課の平成28年度9月補正予算について御説明させていただきます。資料②、議案説明書、補正予算の55ページをお願いします。

歳入について御説明します。9の国庫補助金につきましては、林道災害復旧事業における国の補助金です。予算としまして、1億8,980万円の増額をお願いするものです。

次に、歳出について御説明します。56ページをお願いします。林道災害復旧事業費につきましては、平成26年度、平成27年度の台風災害などに係ります林道の災害復旧に対応するための市町村への補助金でございます。下方道の被災により本年度に着手する箇所や、災害の規模が大きいなどの理由により、国庫補助金を平成27年度と平成28年度に分割した箇所の国の国庫補助金の交付決定が6月にありましたので、市町村の支出と事業執行に支障を来さないよう、今回、補正をお願いするものです。

以上で、治山林道課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈環境共生課〉

◎明神委員長 次に、環境共生課の説明を求めます。

◎内村環境共生課長 環境共生課でございます。

繰越明許について御説明いたします。議案説明書、補正予算②の57ページをお開きください。自然公園等施設整備事業費です。自然公園や、四国の道ですが長距離自然歩道などにおいて、長年の使用により美観が損なわれているもの、老朽化などに伴う危険な施設などの改修や改築を行う事業です。今年度は、6カ所で総額2,200万円余りの予算を計上

しまして、看板改修や改築工事などを実施いたしますが、このうち1カ所、足摺宇和海国立公園内の土佐清水市竜串地区の見残し園地にあります老朽化したトイレの改築工事を実施するに当たり、地元要望の設置場所が台風時などに高波の影響を受けることから、適地の場所の選定において不測の日数を要しまして、年度内の完了が見込めなくなったことから、繰り越しをお願いするものです。

以上で、環境共生課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部の議案を終わります。

続いて、林業振興・環境部より3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈林業環境政策課〉

◎明神委員長 「第3期産業振興計画（林業分野）の上半期の進捗状況について」、林業環境政策課、上岡課長の説明を求めます。

◎上岡林業環境政策課長 第3期産業振興計画の林業分野における上半期の進捗状況等について御説明させていただきます。

商工農林水産委員会資料、報告事項の赤色のインデックス、林業環境政策課がついた資料をお開きください。林業分野においては、山で若者が働く全国有数の国産材産地を目指しまして、1)の原木生産のさらなる拡大から、次のページの5)担い手の育成・確保までの5つの戦略の柱に基づいて取り組んでおり、上半期の取り組みはおおむね計画どおりに進んでいると捉えているところです。

では、各戦略の主な取り組みにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、1)原木生産のさらなる拡大について、上から3つ目の丸にありますように、森林組合の生産性の向上を図るため、各林業事務所に支援チームを設置しまして、事務所ごとに1森林組合について、伐木から小運搬までの各工程の効率性などを確認する工程調査を実施しまして、生産性の向上に係るボトルネックを洗い出し、その解決に向けて支援をしていくこととしております。資料には記載しておりませんが、原木の生産量につきましては、高知県森林組合連合会の共販所におけます本年4月から7月までの取扱量は、約11万立方メートルと前年同期比で115%となっております。

次に、2)加工体制の強化ですが、2つ目の丸にありますように、現在、県内の約60の製材事業者の実態調査を行い、加工力の強化に向けた方針を年度末までに作成したいと考えています。また、これまで整備してきた大型製材工場やCLT用ラミナ工場に加えまして、3つ目の丸にあるように、本年12月には、大断面集成材工場が整備される予定であ

り、JASの取得や来年度からの生産開始に向けたサポートを行ってまいります。

次に、3) 流通・販売体制の確立については、県外に設置しています流通拠点を2カ所ふやして21カ所としたほか、トレーラーを利用した定期輸送便につきまして、これまでの関東便に加え、今年度から近畿・東海方面への定期輸送にも取り組んでおります。

次の4) 木材需要の拡大では、店舗やオフィスといった低層非住宅の木造化を推進するための製品開発を行っており、検討会において、実現性や競争力の観点から新製品工法の絞り込みを行い、製品化に向けた実験に取り組めます。あわせて、木材非住宅の建築物を紹介する事例集を作成することとしており、そのための情報収集を行っているところです。CLTにつきましては、完成した県内の建築物の見学会や、「CLTで地方創生を実現する首長連合」を通じた国への政策提言を行うなど、CLT建築物の普及拡大に向けて取り組んでおります。

最後に、5) 担い手の育成・確保ですが、ことし4月、林業学校の基礎課程に20名が入校しており、8月には林業事業体へのインターンシップを実施したところです。林業学校では現在、平成30年4月の本格開校に向けまして、校舎などの施設整備や、新たに設けます専攻課程の開講の準備に取り組んでおります。また、高校生を対象とした職場体験教室などを実施し、将来の林業従事者の育成に取り組んでいるところです。

次に、2の取り組みの強化の方向性について、御説明をさせていただきます。

まず、1) 林業事業体と協働で取り組む原木の生産性の向上ですが、原木の搬出コストを削減するため、各種支援して、効率的な原木生産体制を構築することにより、原木の生産性の向上を図っていきたいと考えております。

次に、2) 本県で開発された木質建材を活用したモデル建築物の普及・拡大では、本県において開発されたシングルウッドパネルなどの木質資材を活用したモデル建築物に対して支援することにより、新製品の認知度の向上を図りますとともに、建築物のトータルコストの把握等を通じて新製品の普及を図り、木材需要の拡大につなげていきたいと考えております。

3) 林業労働力確保支援センターの窓口機能の強化と林業就業希望者に対する受け皿の充実では、都市部において定期的な相談会や高知の林業を詳しく知ることができるフォレストスクールをスタートさせるとともに、県内版のフォレストスクールも開催したいと考えております。あわせて、就業希望者の意向に応じて林業体験や視察ができるよう受け入れ体制の充実を図ることにより、新たな担い手の確保につなげていきたいと考えております。

最後に、9月5日に開催した産業振興計画フォローアップ委員会の専門部会、林業部会での評価と主な意見について御報告申し上げます。上半期の取り組みについては、計画どおり進んでいるとの評価をいただいております。原木の増産に関しましてしっかりと予算の確

保をしてもらいたい、産業振興計画の取り組みの成果が森林の所有者にどう反映されたのか見えにくい、四国のほかの県でも原木の増産に取り組んでおり、今後、原木の流通が変化してくるので、他県の状況も踏まえた施策の展開が必要であるという御意見や、加工体制に関しまして、既存の製材工場にも十分目を向けてほしいという御意見、また、木材需要の拡大に関しまして、CLTの成果が見えてきていると実感してるというお話と、民間施設の木造化・木質化を進めるに当たっては、県や市町村の補助制度の改善点などについて、受注者にも意見を聞いてほしいなどの御意見がございました。いただきました御意見を踏まえまして、林業分野の目標達成に向け、今後の取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

なお、3ページから6ページについては、取り組みの強化の方向性の詳細についての資料をつけております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 再造林の関係ですけど、例えば嶺北のほうでは、原木の価格が低いということで、生産者は再造林をちょっと手控える傾向があるようにも聞きます。そういう傾向が県下的に見てほかの地域にもあるのかどうかということと、愛媛県、徳島県でも大型の製材工場をこれから整備していくわけですけど、それに対して本県としてどういう対応を考えてるのか。それと3つ目が、原木の価格が安いということで、例えば、県境の林業者が愛媛県とかの大型製材所へ原木の売り先を変えていく。そういう危機感はないのかどうか。ここの辺はどのようにお考えですか。

◎上岡林業環境政策課長 再造林の状況ですが、産業振興計画の中では、開発した面積の50%を再造林していくことを目標に掲げておりますが、現状としては30%から40%の間でここ数年は推移をしています。再造林をきちんとやっていくために、県は国の補助事業に22%のかさ上げをして、再造林については90%まで補助率を上げておりますし、県下34の市町村のうち15の市町村では残りの10%も支援をいただいて、実質、森林所有者の負担なしに再造林ができる仕組みをつくっております。さらに、市町村の支援については拡大をお願いしていくように取り組みを続けております。このような中で、やはり原木の価格によりまして、植えても次の収穫まで見込めないといった懸念から再造林を控えるという動きについては全く否定はしませんけれども、やはり戦後植えられた人工林を全て切ったところを植えていくというのも、これは非効率だと思いますので、そこはぜひ地域がきちんと再造林をして、持続可能な林業経営ができるような仕組みを、地元の林業事業者と市町村とも連携しながらつくっていきたいと考えております。

愛媛県と徳島県に大型の製材工場ができて、各県でそれぞれ増産をしながらも、きちんと調達ができるのかという懸念もそれぞれの県が持っておりますので、需要と供給の

マッチングをできるだけきちんとして行って、製材所が必要とする原木をいかに調達していくか、どのような形で進めていくかということ、愛媛県、徳島県とも協議を始めております。また、国主導で行っております四国4県の需給連絡の協議会の中でもいろんな問題点を挙げながら、解決の道を探っていきたいと考えております。

◎坂本（孝）委員 わかりました。

◎小原木材産業振興課長 2つ目の製材工場に関することですが、県内のほうの製材工場に対して今、調査をやっているところです。その結果を受けて、基本的に皆さんが気にしているのは販売面でやはり非常に苦勞をされているというのが見えてますので、1つでも販売面をしっかりと強化していくように考えております。

それと、経営的にうまくいっているところにつきましては、やっぱり特色のある製材という加工をやられていますので、そういう特色ある加工をするところに対して、これは単事業ですけれども、加工量に対しての強化など補助事業とかを支援し、1つでも掘り起こしながら、製材工場の支援をしていきたいと考えています。製材工場については、コストで戦う部分とやはり付加価値で戦う部分、この2点があると思いますので、それぞれの製材工場の中で特色を出していただき、支援しながら進めていきたいと考えています。

◎坂本（孝）委員 わかりました。

◎明神委員長 ほかに、ないですか。

（なし）

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈環境対策課〉

◎明神委員長 次に、「エコサイクルセンターにおける埋立廃棄物からの発煙事象について」と、「高知県における今後の管理型産業廃棄物処分のあり方に関する基本構想の中間報告について」をあわせて、環境対策課の説明を求めます。

◎萩野環境対策課長 環境対策課でございます。よろしくお願いいたします。

報告事項の環境対策課の赤いインデックスがついております7ページをごらんください。まず、エコサイクルセンターの埋立廃棄物からの発煙についての報告でございます。8月29日、それから9月2日の2回にわたりまして、エコサイクルセンターに埋め立てをしておりました、鉦滓に区分されます鑄物砂が入ったフレコンバックから発煙がございまして、1回目の発煙のときに、フレコンバックが接しておりました遮水シートが熱により一部損傷するというふうな事象が発生しました。

3の周辺環境等への影響確認のところにも書いてますように、当日、万一の処分場の外への汚水漏れがないかどうか確認するために、地下水の調査を行いました。異常は認められませんでした。この調査については9月中旬にも実施をしておりますが、同様の結果でございました。

4としまして、発煙の原因究明に向けた対応状況についてお示しをしております。まず、NPO法人の専門家には、現地を見てもらいアドバイスをいただきました。また、国の研究機関の専門家にもアドバイスをいただくとともに、原因究明のための発熱試験等を行っていただいております。また、消防機関の皆様には、現地調査や試験検査を実施をいただいております。次の9ページにかけまして記載していますように、県の工業技術センターや環境研究センターにも分析に協力をしてもらっております。9ページの(3)では、フレコンバックに入りました鋳滓を搬入しております排出事業者6社を訪問いたしまして、聞き取り調査を行い、有機物が混入している鋳物砂を搬入している2社からサンプルの提供を受けまして、成分分析を行っているところでございます。

次の5の原因究明についてでございます。複数の専門家からは、鋳物砂の中にあつた何らかの金属が水に触れて発熱したことが疑われるとの見解が示されていますとともに、消防機関におきまして、この鋳滓中のアルミニウム成分が何らかの原因で発熱したものと見て、調査を継続していただいております。このように本日までのところ、原因は完全には特定できておりませんが、現在行っております発熱試験等の結果ですとか、消防機関の調査結果により、原因の特定につながるのではないかと考えております。結果がいつ出るか明確にはなっておりませんが、関係者の皆様と連携を密にしながら、速やかに結論を出せるように取り組んでまいります。

再発防止に向けた取り組み対応といたしまして、現状では4点掲げておりまして、原因究明の後には、それに対応する再発防止策を検討したいと考えております。まず、フレコンバックの発熱防止対策としまして、壁際に配置しておりましたフレコンバックを中央部分に移動させたり、空気と触れさせないようにするために焼却灰をかけて埋設したり、また散水を中止をしております。雨水の浸入対策といたしまして、雨どいの補修を行うとともに、処分場通路に土のうを設置をしております。損傷した遮水シート等については、専門機関に依頼をして修復範囲を特定した上で修復したいと考えております。さらに、警備会社に委託をしまして夜間・休業日の監視体制を確保しているところでございます。

このエコサイクルセンターの運営は、施設の安全が確保され、地域住民の方々の生活の安全安心があつてこそ成り立っているものと認識をしております。今回の2度にわたります発煙事象によって、地域の皆様はもとより、県民の皆様に変な御心配をおかけしたところでございますので、1日も早い原因究明と再発防止対策の徹底を図りまして、より一層の安全管理、運用に万全を期すことによりまして、県民の皆様にご安心いただくことができますよう、全力で取り組んでまいります。

続きまして、高知県におけます今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想の中間報告について御説明します。本年9月21日付で、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想検討委員会の藤原委員長から知事宛てに提

出されました中間報告書の内容を取りまとめた概要版が 11 ページ、12 ページにございますので、説明をさせていただきます。なお、中間報告書本体は別とじの参考資料に資料 1 の赤いインデックスをつけております。

まず、平成 23 年 10 月、高岡郡日高村に開業いたしましたエコサイクルセンターは、当初は埋立期間を 20 年間としておりましたが、計画を上回るペースで産業廃棄物が搬入されておりまして、このペースで進みますと、平成 33 年度末には満杯となるということが見込まれております。このため、県は本年度、今後の管理型産業廃棄物の最終処分はどうあるべきか、さまざまな角度から検証し、基本構想、いわゆるマスタープランの策定に取り組んでいくことをしております。このマスタープランを策定するに当たりましては、公平かつ独立した立場から検討し、県に助言・提案をしていただくために、学識経験者など 7 名の方々に参画をしていただき、検討委員会を設置をしました。中間報告書は、これまでに 3 回開催されました検討委員会の検討経過及び結果について取りまとめられたものでございます。

まず、第 1 章、高知県における産業廃棄物処理の現状です。ここでは、高知県内の産業廃棄物の排出量、産業廃棄物処理施設、エコサイクルセンターの現状についてを説明しております。表 1 にありますように、平成 27 年度末でのエコサイクルセンターの残余容量率は 56.7%であり、約 43%が埋め立てられております。

次の第 2 章、管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測（暫定）でございます。1 エコサイクルセンターの埋立計画値と埋立実績値との乖離要因の確認では、その乖離要因を左下の青い囲みの中に挙げてございます。①としまして、開業直後の平成 23 年度、平成 24 年度に、公共の建設工事現場から出てまいりました鉦津約 1 万 1,000 トンを受け入れたことによるものです。次に、②にありますように、平成 18 年 6 月に環境省から示されました廃石膏ボードの取扱方法の見直しにより、管理型最終処分場で埋め立てしなけりばならなくなつたためです。この考え方が示されましたときには、既に施設の設計が固まっておりますため、見直しができませんでした。③としまして、施設の立地をします日高村と、日高村と可燃ごみ等の共同処理のために一部事務組合を構成していましたが、いの町の可燃ごみを焼却した後の燃え殻を受け入れておりまして、開業まで保管されておりました燃え殻が平成 24 年度、平成 25 年度にまとめて搬入されたものでございます。④は、エコサイクルセンターの計画期間中に複数回にわたり、それまでに産業廃棄物の搬入の意向が確認されておりました事業者への意向調査を行い受入量を見込んだわけですが、いずれも県内に管理型最終処分場がない中での調査であり、搬入の意思を明確に確認できず、計画値に反映できていなかったためです。

2 番、将来予測を行うに当たりましては、現在の埋立実績をもとにしまして、エコサイクルセンターの利用者や産業廃棄物関係団体へのヒアリング、県内の事業所の産業廃棄物

排出量の調査、管理型産業廃棄物最終処分場の整備手法等に関する他の都道府県の調査等を行った上で、産業活性化等による影響、延命化策、関連する法律等の改正やリサイクル技術の動向等、さまざまな観点から影響する要因を検討することにいたしました。中間報告ではこれらの要因のうち、燃え殻・煤塵の排出量の動向を除く産業活性化等による影響及び関連法の改正等の動向、リサイクル技術の動向による影響までを考慮した暫定の将来予測としております。

3番目、利用者の排出見込み量を調査した将来予測では、これまでのエコサイクルセンター利用者を対象としたアンケート調査の結果から算定をしております。これによりますと、燃え殻・煤塵は焼却炉の増設ですとか、鉍滓は製品の増産、廃石膏等は昭和50年代以前の家屋の解体需要増、建設混合廃棄物は耐震補強工事や解体工事の受注増が見込まれているとの理由から、それぞれ量が増加すると見込まれております。なお、燃え殻（一般）につきましては、今後の人口減少が見込まれることから、減少すると見込まれております。

4産業活性化等による影響では、産業振興計画による産業の活性化に連動する産業廃棄物排出量の動向と、エコサイクルセンターへの搬入量が多い鉍滓、燃え殻・煤塵、廃石膏ボードの排出量の動向について整理をしております。産業振興計画による影響では、本年3月に策定しました第4期の高知県廃棄物処理計画で示されております、産業振興の推進による経済の活性化に伴う産業廃棄物排出量の増加率をもとに試算しましたところ、将来にわたり増加するということが見込まれました。ただし、3番の利用者の排出見込み量で、この産業振興計画の取り組みによる影響が考慮されている可能性もありますことから、最終の将来予測に向け整理をすることとされました。次の右下の青い囲みの中にありますように、鉍滓の排出量につきましては、平成23年度、平成24年度の一時的な要因を除きますと、多いながらもほぼ同量で推移をしておりますので、エコサイクルセンターへ搬入量が多い4事業者に対しましてヒアリングを行いましたところ、アンケート調査で得られました将来の排出見込み量が妥当であると確認されました。

燃え殻・煤塵の排出量の動向では、産業振興計画で木質バイオマス利用量の増加目標が示されておりますことから、燃え殻・煤塵が増加することが想定されますが、平成27年から稼働しております県内2つのバイオマス発電所から排出されました燃え殻、煤塵は、セメント原料ですとか肥料原料等としてリサイクルが推進をされております。また、木質バイオマスボイラーから発生する燃え殻につきましても、木質バイオマス燃焼灰の利用の手引きが作成され、リサイクルが推進されているため、木質バイオマスの利用推進に伴います最終処分量への影響は小さいと想定されました。また、産業振興計画以外の影響につきましては、今後のリサイクル等の動向を確認していく必要がございます。その右隣の廃石膏ボードの囲みでは、一般社団法人石膏ボード工業会、環境省が公表しております推計から排出見込み量を試算してみますと、昭和40年代以降、石膏ボードを使用した住宅が増加

してきており、今後、それが解体に順次進むと算出しているものの、古くなった空き家が解体されずにそのままとなるケースも見込まれますので、最終の将来予測に向けて整理をすることとされました。

5番目、エコサイクルセンター延命化策による影響では、今後の管理型産業廃棄物の最終処分量が増加傾向を示す中で、どうすれば少しでも長くこの施設を使えるのか、延命化策を検討するために、他県の公共関与の最終処分場の例を調査しますとともに、関係者へのヒアリングを行い、6項目について検討することになりました。

6 関連法の改正等の動向やリサイクル技術の動向による影響では、現在のところ、国で廃棄物関係法令等の改正について具体的に審議がされていないということが確認されておりますので、今後とも、法令の改正等の動向やリサイクル技術の動向による影響について注視をしていく必要があります。

7番、エコサイクルセンターの埋立終了時期の見通しでは、以上の将来予測の検討結果から、図4にありますように、平成34年3月から平成35年6月までの間の4通りの見通しが予測されました。こうしたことから、しっかりと将来予測を行うことが重要になってきます。整理が必要な産業振興計画の影響、廃石膏ボードの動向、延命化策の影響を考慮した将来予測、災害廃棄物発生量の将来予測への反映の要否につきましては、最終報告までに検討されることになっています。

右側の第3章、高知県の管理型産業廃棄物最終処分の方向性です。各種調査結果から、エコサイクルセンターは管理型産業廃棄物の適正な処分先として県内事業者の経済活動を下支えするだけでなく、不法投棄の防止にも重要な役割を果たしていること、管理型産業廃棄物は今後とも増加が見込まれる中で、他県では、条例とか要綱により県外からの産業廃棄物の持ち込みを制限しており、県外での最終処分が困難であること、延命化策や産業廃棄物排出量の縮減対策を講じる必要があるものの、数年後には埋め立てが終了することなどを総合的に考えまして、近い将来、県内に新たな施設を整備する必要があると結論を出しています。また、本県の地域的な面から見ますと、県内での産業廃棄物の発生量は少なく、また他県からの持ち込みも制限していることから、産業廃棄物の取扱量の確保が容易でないこと、施設の整備には多大な費用と周辺住民の同意が必要であること、アンケート等の調査結果からは、公共が関与することによる信頼性、事業継続性の確保が強く望まれていること、全国29都府県で民間施設がないことや民間施設の容量不足を補うことを理由に公共による施設整備が行われていること、現在のところ、県内で具体的な施設整備の計画がないことなどを総合的に考えまして、新たな施設につきましては、公共関与の手法による整備を進めていくことが必要であるとの結論を出しています。

最後に、今後の検討内容といたしまして、エコサイクルセンターの延命化策、管理型産業廃棄物最終処分量の最終将来予測値、新たな管理型最終処分場の施設構成・規模、候補

地選定手法について検討を行い、最終報告を行うとされております。県としては、委員会からいただいた中間報告書の内容について、基本的には尊重すべきものですので、この報告の内容を踏まえ、新たな管理型産業廃棄物最終処分場についての検討を開始して、最終報告書を待ちまして最終的な結論を出していきたいと考えているところです。その際には、議会でも御議論をいただきました上で、マスタープランとして策定をしたいと考えております。

以上で、環境対策課からの報告事項の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西森委員 本会議でも質問させていただきましたし、安全対策を含めた今後の対応の要請もさせていただきましたので、それに基づいてしっかりとやっていただけるだろうと思っております。この将来予測、処分場のあり方の中間報告の関係ですけれども、一般廃棄物に関しても、今も入ってきてる状況ということで考えていいんですか。

◎萩野環境対策課長 今、日高村に設置してございますエコサイクルセンターでは、地元の日高村、いの町の一般廃棄物の燃え殻が搬入されてきています。

◎西森委員 一般廃棄物の埋立管理というのは結構細かく、廃棄物処理法の施行令で決められてたと思うんですけれども、これは施行令に基づいた形で管理がされているのかどうか教えていただければと思います。

◎萩野環境対策課長 廃棄物処理法の法令に基づいて適切に対応していただいていると理解しております。

◎西森委員 施行令によると、一般廃棄物の場合は3メートル以下で埋め立てて、その上に50センチメートルの土砂を置いて、また3メートル以下の廃棄物を埋め立てて50センチメートルの土砂を置いていくという、一般廃棄物はそういった管理の仕方になっていると思うんですけれど、そういうやり方でやっているということでもいいんですか。

◎萩野環境対策課長 エコサイクルセンターの場合は、通常の開放型と違いまして屋根つきでございますので、風による飛散流出とかいうことを考える必要もございません。通常の場合は、例えばその日のうちの覆土、中間の覆土、あるいは最終覆土とかが求められるところでございますけれども、クローズド型のシステムということで、そのあたりの必要はないものと考えております。

◎西森委員 産業廃棄物としてはそれでいいと思うんですね。それ屋根があろうがなかろうが、産業廃棄物に関してはそういった形の埋立処理は必要ないと。ただ一般廃棄物に関しては、先ほど言ったような処理の仕方が必要なんじゃないかと思うんですけれども、間違いないですかね。

◎萩野環境対策課長 施設の埋立計画を立てるときにも、そういった法令についての確認は十分しております。

◎西森委員 なぜそれを聞いたのかといいますと、私はそういう形で一般廃棄物に関しては処理をしないといけないと認識をしてました。そうなってくると、廃棄物の層があって覆土の層がある。それを土砂なりでやっていくとなったときに、ここに出てきてない数値として、覆土の量というのが出てこないといけないのかなと思ったものですから、ちょっと確認をさせていただいたんですけども、それは必要ないということでもいいですね。

◎萩野環境対策課長 最終覆土埋め立てが終わりましたから、最後に 50 センチメートルの覆土、これだけは必要だと考えております。

◎西森委員 それは産業廃棄物としての処理においてということで。ただ一般廃棄物はそれで本当にいいのかなと。ちょっとなお確認をしていただければと思います。

それと、今のエコサイクルセンターが満杯になった場合、上の建物というのは、たしか全部撤去と思うんですけど、その費用だとか、それに対する対応はどうなっているのか。

◎萩野環境対策課長 まず、最初の御質問、一般廃棄物のことについては、確認させていただきます。

それから。埋め立てが終了した後の屋根の問題でございますが、最終処分場が埋め立てが終わった後にかかる費用というのを、積み立てをしております、その中に、将来その撤去をする費用も含めて積み立ての中に入れてございます。

◎西森委員 最後に、今回、発煙火災の事故があって、今後、本当にどういう形で安全を確認をしていくのかということも大事な部分であるわけですがけれども、実際、これでいくとあと何年かで閉鎖をされる予定になってるわけですね。そういう中にどういう形でお金をつぎ込みながら安全な管理をしていくのか。基本的な考え方を最後に教えていただければと思います。

◎萩野環境対策課長 最終処分場を運営していく上では、何にもまして安全安心というのが重要であると思っておりますので、どういう事象ができて、それに対応できるような対策は講じていくように。そのための費用は、財団法人エコサイクル高知のほうでも負担していただく必要もあると思います。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部を終わります。

ここで、20 分ほど休憩をします。再開は 3 時 10 分とします。

(休憩 14 時 50 分～15 時 10 分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《水産振興部》

◎明神委員長 次に、水産振興部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎谷脇水産振興部長 水産振興部が提出しております議案について、総括説明を申し上げます。

お手元の資料②の議案説明書の 58 ページをお開きいただき、水産振興部補正予算総括表をお願いします。今回、水産政策課と漁業振興課から補正予算をお願いしております。総額が 1,068 万 9,000 円。内訳は水産政策課が 383 万 6,000 円、漁業振興課が 685 万 3,000 円となっております。

まず、水産政策課ですが、平成 30 年度、本県で開催いたします全国豊かな海づくり大会の準備のため臨時職員を 1 名配置するための予算をお願いしております。

次に、国の平成 27 年度の経済対策によりまして制定されました漁船リース事業を最大限に活用するための予算を水産政策課と漁業振興課から、今議会に上程させていただいております。漁船リース事業の活用による漁船の取得に当たりまして、漁船の取得に対する国の補助に上乗せする県の単独事業の予算を漁業振興課のほうから、取得に係る漁業者の自己負担分を漁業近代化資金により調達いたしますことから、それに対する利子補給金の増額を水産政策課のほうから、それぞれお願いをするものです。

次に、漁村において有効なサービス産業である遊漁や体験漁業について、事業者の意識改革のための研修会の開催や新たな取り組みをブラッシュアップするためのアドバイザー事業、あるいはソフト・ハードの両面から遊漁振興の取り組みを支援する補助制度の創設の予算を漁業振興課から、遊漁船業事業者などへの資金調達の支援として制度資金の創設の予算を水産政策課から、それぞれお願いをさせていただきます。

議案は以上でございますが、このたび報告事項といたしまして、第 3 期産業振興計画の上半期の進捗状況等について御報告をさせていただきます。

なお、各種審議会の審議経過等についての資料もお配りしております。

これらの補正予算の詳細につきましては、各課長から説明させます。簡単ですが、私から総括説明は以上です。

〈水産政策課〉

◎明神委員長 続いて、所管課である水産政策課の説明を求めます。

◎松村水産政策課長 それでは、水産政策課の 9 月補正予算について御説明をいたします。

資料ナンバー②の補正予算、議案説明書の 58 ページをお願いします。水産政策課の 9 月補正予算につきましては、383 万 6,000 円の増額となっております。

60 ページをお願いいたします。右端の説明欄をごらんください。まず 1 水産政策総務費でございます。平成 30 年度に本県で開催する全国豊かな海づくり大会につきまして、この大会を主催し、基本計画や実施計画などを策定する本県の実行委員会の立ち上げを、11 月

上旬に予定をしております。大会の開催の準備がこれから本格化してまいります。こうした状況に対応するため、これまで職員2名の配置をいただいておりますが、この10月1日付で職員1名の配置をいただいたところです。さらに今回、事務補助を行います臨時職員1名の配置をするための予算をお願いするものです。

次に、2の漁業金融対策費でございます。まず、漁業近代化資金利子補給金でございます。国の水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業、いわゆる漁船リース事業の実施に伴う自己負担分について、この漁業近代化資金を活用いたしますことから、融資額の増加が見込まれます。あわせて既存の融資分についても、養殖の種苗や餌についての融資の増加が見込まれることなどから、融資枠を当初予算の8億円から12億5,000万円に拡大をいたしまして、それに伴う利子補給の増額と、61ページの下の表、変更とございます債務負担行為の増額、こちらをあわせてお願いするものでございます。

なお、今回の先ほど説明いたしましたように、漁業近代化資金の増額の最も大きな要因であります国の漁船リース事業の概要について、少し御説明させていただきます。赤いインデックスに水産政策課とあります議案補足説明資料の1ページをお願いします。A4の横のポンチ絵になっておりますが、こちらの左下の枠のところに、国庫補助事業の創設（H27国経済対策）とあるところをお願いいたします。この事業は国の平成27年度補正予算で創設されたもので、新規業者も含めまして、中核的漁業者として位置づけられた漁業者の中古船や新船の取得に対して、漁業者に漁船のリースを行う事業体に補助率2分の1、補助金の上限2億5,000万円で補助をするものとなっております。なお、この事業につきましても、昨年度、新規漁業就業者の就業時の支援策として、本県から国に政策提言を行っていた内容が制度化をされたものとなっております。また、同じ資料のその枠の右側に県単制度による支援とございます。こちらにつきましても、県の支援策ということで書いておりますが、担当は漁業振興課となっておりますので、この後説明がでございます。こうした国の緊急対策という追い風を受けまして、国の事業の積極的な活用を図り、さらに県においても支援を行うことで、漁業者の新たな船の取得を加速化させていきたいというふうに考えております。

次に、遊漁船業等振興資金利子補給金でございます。同じく議案補足説明資料の2ページをお願いします。遊漁等振興事業費と資料にございますけれども、水産政策課のほうは右の上の小さい字で補正予算額2万8,000円とございます。遊漁振興事業でございますが、その振興事業全体の本体については、漁業振興課が所管でして、当課においては、事業実施に伴う事業者の資金調達を支援する内容になっております。

遊漁振興全体の概要をこちらの資料で、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。遊漁振興の目的といたしまして、水産業を核とした地域産業クラスターの形成に向けて、漁村で有望なサービス産業として、遊漁や体験漁業の取り組みを推進するものであ

り、地域に多様な仕事を生み出し、若者の定住や移住者の受け入れの増加につなげようとするものでございます。

その左下、遊漁の現状でございますが、ことしの1月から3月にかけて、県の漁業指導所が中心となり、県内の遊漁船業者など237事業者への実態調査を行い、遊漁等に詳しいアドバイザーにも入っていただいて、課題を抽出しております。その中でその課題のところにありますように、サービス業としての意識の改革とノウハウの取得。あるいは安全で快適なサービスを提供することにより、女性客等を掘り起こすこと。事業者間の連携により、情報発信や受け入れ体制を整備すること。漁業との兼業による経営安定や新規就業者の確保が必要であるといったことなどが課題として明らかとなりました。

これらを踏まえまして、遊漁船業等の振興として、連携による地域ぐるみでの取り組みの促進というものをポイントとして、女性やファミリー層などの新たなターゲットを掘り起こすためのソフト・ハード支援を戦略として取り組みを進めていくことにしております。

具体的には下の欄の左側にあるように、①、②、③の事業が本体事業になりますが、サービス業としての意識改革やノウハウ取得のための研修会の開催。アドバイザーによる助言・指導や計画策定への支援。三者以上が連携して実施する漁村振興に資する取り組みに対するソフト事業やハード整備への支援。こういったものを行っていきたいと考えております。

当課でお願いしております補正予算としましては、この遊漁船業者等が行うソフト事業やハード整備に対する資金調達への支援でございます。④でございますように遊漁船業等振興資金を創設し、利子補給を行うことで事業者の円滑な資金調達と負担の軽減を図ろうとするものです。具体的な融資の条件といたしましては、設備の整備、ソフト事業とも、漁業者が活用する制度資金の内容と同様のものとしておりまして、現在の融資の条件では、設備の整備では1.3%の利子補給を行い借り受け者の負担する金利は0.2%。簡易な設備やソフト事業の資金につきましては0.6%の利子補給を行いまして、借り受け者の負担する金利は1.2%ということとしております。

当課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈漁業振興課〉

◎明神委員長 次に、漁業振興課の説明を求めます。

◎三觜漁業振興課長 漁業振興課の三觜でございます。

当課の9月補正予算について御説明いたします。

内容につきましては、漁船導入支援事業と遊漁等振興事業費についてでございます。議

案説明書（補正予算）②の 62 ページの 3 漁業振興費の右側の説明欄をお願いいたします。漁船導入支援事業費補助金といたしまして 233 万 8,000 円と遊漁等振興事業費といたしまして 451 万 5,000 円をお願いするものです。

内容につきましては、赤のインデックスに漁業振興課とございます議案補足説明資料で説明させていただきます。まず、1 ページの漁船導入支援事業ですが、先ほど水産政策課からも説明がありましたが、私からは予算の必要性や補助事業の内容などを説明させていただきます。まず、左上の本県の現状の欄にございますように、本県の漁業就業者数は 30 年ほど前の昭和 63 年には 1 万人を超えておりましたが、平成 25 年には 3,970 人と 4,000 人を下回るまで減少しております。さらに、このような漁業就業者の減少を上回るペースで沿岸漁船の新船建造が激減しておりまして、隻数の推移の表にございますように、平成 7 年に 214 隻の新船建造隻数が、平成 27 年にはわずか 7 隻にとどまっているのが現状でございます。このような状況の中、今後の漁業生産量の維持・増大には沿岸漁船漁業の継続が鍵でございますが、主な漁業種類ごとの船舶の状況の表にございますように、大半の船舶が船齢が 30 年を超えておりまして、このままでは早晩の廃業が危惧される状況でございます。

一方、右側の欄にございますように、本県では毎年 50 人以上の新規漁業就業者を確保しまして、2,500 人の漁業就業者を確保することで、現状以上の漁業生産量を確保し拡大再生産につなげていくことを目標としております。このような目標を達成するために、これまでの取り組みとして、月 10 万円の生活費を支給しての漁労技術研修支援や企業等が行う担い手育成。新規漁業就業者への補助率 3 分の 1 での漁船取得への支援。漁業近代化資金などによる代船建造や運転資金の調達支援。既存漁業者の漁船取得への補助率 6 分の 1 の支援などを行ってまいりました。しかしながら、これらの支援だけでは右側の問題点の欄にございますように、新規漁業就業者では戦闘力のある漁船の取得が困難なこと。地域を代表する漁業では、魚価安や燃油高など厳しい経営状況が続いており、借入金の償還見込みが立たないため、制度資金等を活用した代船建造が困難であるものの、漁船は老朽化が進み戦闘力や安全性が低下しており、また定置網漁業などの雇用型漁業におきましても、船齢が 20 年以上の漁船が多く、廃業が危惧されるなどの問題が生じております。

このような状況の中、平成 27 年度の国の経済対策の中で、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業として、新規漁業者も含めて中核的漁業者として位置づけられた漁業者に対して、漁協などをリース事業体としまして中古船や新船の取得に対して、2 億 5,000 万円を上限に補助率 2 分の 1 の支援をする事業を創設したところでございます。そこで本県では、この国の制度事業を活用いたしまして、この機に代船の取得を加速させたいと考えまして、10 トン未満船を対象に、この事業で漁船を取得しようとする漁業者に対しまして、市町村経由で漁協などを事業主体に新規漁業就業者は補助率 10 分の 1 以内、既存漁業者に

は 20 分の 1 以内で支援したいと考えております。なお、県の補助上限額は、既存の漁船などのリース事業の補助条件と同じく 250 万円としたいと考えております。このことによりまして、10 トン未満船におきまして、新規漁業就業者では既存の制度で 3 分の 2 の補助率が 10 分の 7 に、既存漁業者では 3 分の 1 の補助率が 10 分の 6 になりまして、10 トン以上の漁船では国庫補助のみではございますが、10 分の 5 の支援を受けることができることから、漁業者の代船取得が進むと期待されるものでございます。

2 ページをお願いします。遊漁等振興事業費につきましては、水産政策課から目的、現状の課題、振興の方向性を説明させていただきましたので、私からは、ポンチ絵の下半分の事業内容について説明させていただきます。9 月補正予算といたしましては、三者以上の連携により、漁村振興に資する取り組みを行う遊漁船業者などに対しまして、集中的に支援することとしておりまして、漁業振興課といたしましては、まず①の意欲のある事業者へ助言等を行う遊漁船業等支援アドバイザー事業委託料として 62 万 5,000 円。②のサービス業としての意識改革やノウハウ習得のための研修会の開催経費として 15 万 8,000 円。③の遊漁船業者二者以上を含む三者以上が連携し、漁村振興に資する取り組みに対するソフト・ハードの支援として、遊漁船業等振興事業費補助金といたしまして 373 万 2,000 円。具体的には下の表にございますように、安全性向上に資する設備として、手すりなどへ 2 分の 1 以内。サービス機能強化として、エンジンなどのリース資産に対し、既存経営体は 6 分の 1 以内、新規は 3 分の 1 以内。イベントなどのソフトには 2 分の 1 以内で支援したいと考えています。

手順としては、説明会や研修会、漁業指導所などによる掘り起こしを行い、アドバイザーなどの支援を得て、協業化や事業連携計画の策定と取り組みの具体化や観光協会などとの連携によるブラッシュアップを行い、この事業での支援や漁業指導所や地域本部などのサポートによって事業化を図ることで漁村地域の活性化や外貨の獲得などにつながる交流人口拡大による漁村の活性化と地域クラスターの形成を図ってまいりたいと考えております。

まず浦ノ内湾における釣りいかだの振興としまして、浦ノ内湾にはチヌ釣りを中心とした釣りいかだを 8 つの経営体が営業しておりまして、年間に延べ 2,400 人の客数でございますが、この 6 月に浦ノ内湾釣り筏渡船振興協議会という協業体をつくりまして、メディア等を活用した情報発信や親子釣り大会などのイベントを通じた子供や女性などをターゲットとする拡大。それから先進地調査などを行うとしておりますので、これらの活動へ支援しようとするものです。また、安芸漁港シラス漁の見学体験としまして、主として船釣りをしております 7 つの遊漁船業者が観光客を乗船させてシラス漁の見学や、船上での生シラスの試食、船をおりた後にドロメの入札見学を商品化し、旅行会社へ提案することで、子供や女性へターゲットを拡大しようとしておりまして、既に昨年度にモニターツアー

一を3回実施し、今年度も11月にツアーを計画しておりますので、取り組みの支援としましては、シラス漁をPRするパンフレットの作成、遊漁船がシラス漁船へ安全に近づけるための設備としてエンジンやサイドスラスタなどのリース資産の取得へ支援しようとするものでございます。これらの取り組みへ支援することで、地域に多様な仕事をつくり出し、若者の定住や受け入れ増につなげていきたいと考えております。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈水産政策課〉

◎明神委員長 続いて、水産振興部より1件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにします。

「第3期産業振興計画（水産業分野）の上半期の進捗状況等について」水産政策課の説明を求めます。

◎松村水産政策課長 それでは、報告事項、赤いインデックスの水産政策課とあるところをお願いいたします。

第3期産業振興計画の上半期の進捗状況等について御報告をさせていただきます。漁業生産の構造改革、担い手の育成・確保、市場対応力のある産地加工体制の強化、流通・販売の強化、活力ある漁村づくりの5つの戦略の柱を立てて取り組みを進めております。

全体としましては、平成28年度の上半期は県内産地市場での取り扱い額は、大型定置網漁業やメジカ漁業などで水揚げ額が減少したことにより、前年を下回っておる状況ではございますが、取り組みはおおむね順調に進んでいると考えております。

各戦略の柱ごとでは、まず最初に1)漁業生産の構造改革では、一番上、先ほど補正予算のところでも御説明いたしました国の漁船リース事業が最大限活用できますよう、申請のサポートや体制の整備などの支援を行っています。

次に、クロマグロの人工種苗生産についてでございます。本年度は4センチメートルサイズの稚魚1万尾の沖出しを目標に取り組みを進めてきておりまして、結果としまして、目標を上回る1万7,000尾の沖出しに成功したところでございます。引き続き、30センチメートルサイズの種苗を3,000尾以上確保することを目標に中間育成技術の開発を行っています。さらに、この10月1日付で大月町に水産試験場古満目分場を開設をいたしまして、クロマグロの人工種苗生産の事業化に向けた技術開発の加速化を図っておるところでございます。

次に、担い手の育成・確保でございます。長期研修生9名が長期研修を開始をするとともに、企業が研修生を雇用し研修を行う担い手育成団体に、2つの事業者を認定をしておるところでございます。また、長期研修生や就業希望者の増加にきめ細かく対応するため、

現在、高知県漁協に1名配置しております漁業就業アドバイザーを1名増員するということとしております。

次に、3の市場対応力のある産地加工体制の確立でございます。土佐清水市でのメジカ加工の振興においては、5月に土佐清水メジカプロジェクト推進協議会が発足しております。残滓加工処理施設の整備と冷凍保管事業のあり方について検討を進めているところです。特に老朽化が著しく早急に対応が必要な残滓加工施設の整備については、処理方法や規模ごとの収支などについて検討をしてきておりまして、現在、土佐清水市が中心となって最終の取りまとめを行っています。また、県内の加工事業者への施設の高度化に関するニーズ調査も行っておりまして、それぞれのニーズに即した対応策の検討を行っています。さらに輸出へのチャレンジとしまして、高知県養殖魚輸出促進協議会が取り組みますベトナム、香港、シンガポールなどでの市場調査や見本市への出展を支援をしておるところです。

次に、4の流通・販売の強化では、産地見学会の開催や高級飲食店の招聘など、関東や関西を中心に670を超える店舗に御登録をいただいております「高知家の魚応援の店」や築地の場外市場にございます「さかな屋高知家」を活用した外商活動の強化に取り組んでおります。また、定置網の漁獲物を中心に、産地での神経締めや血抜き処理などの高鮮度処理に取り組んでおりまして、「高知家の魚応援の店」で高い評価もいただいているところです。

最後5番目の活力ある漁村づくりでは、こちらにつきましても先ほどの補正予算のところでも御説明いたしました。遊漁船業や体験漁業の実態調査を行いまして、課題を抽出しますとともに連携した取り組みを実施しようとする遊漁関係事業者にはアドバイザーによる助言などの支援を実施をしたところでございます。また、宇佐の天王州におきまして、アサリの資源回復に取り組んでおりまして、網をかぶせることにより、食害を防ぎアサリが順調に生育するということが確認されております。来年度の4ヘクタールほどの大規模なかぶせ網の実施に向けて、関係者との協議を行っておるところでございます。

次に、2ページをお願いいたします。こちらは取り組みの強化の方向性についてでございます。こちらはこの上半期の取り組みの中から見えてきた課題などに対応するため、6つの取り組みを強化をしておるところでございます。

まず、1番目としましてクロマグロの人工種苗の事業化です。事業化に向けました課題としましては、生産コストの低減でして、水産試験場古満目分場を活用した大量生産技術の確立と関係者が参画した新たな法人の設立を進めていきたいと考えております。

次に、漁船の建造の促進です。漁船リース事業を最大限活用するために、国の制度への県の上乗せにより漁船取得時の初期投資が軽減され、漁船の取得が進むよう、今回、補正予算もお願いをしているところです。

その次の漁村への移住・就業を促進でございます。さらなる担い手の確保を行っていくためには、これまでの専業の漁業者だけではなくて、幅広いターゲット層を取り込むことが必要であり、各漁村地域の特色を生かしたライフスタイルをパッケージ化して提案することで、専業の方だけでなく、加工や遊漁などとの兼業の方も含めて、漁村への移住・就業を促進していきたいと考えております。

次に、水産加工施設等の整備を促進でございます。水産加工施設の整備を促進するために、民間企業等に対する既存施設の改修や新たな加工施設の整備に対する支援を検討しています。

その下の「高知家の魚応援の店」の登録の拡大でございます。現在、先ほど申し上げましたように670を超えます店舗に登録をいただいております「高知家の魚応援の店」を第3期産業振興計画の最終年度でございます平成31年度までに、1,000店舗までに拡大をしていきたいと考えておりますし、あわせて、現在の取引状況の分析をもとに取引率の高い地域や業態などを絞り込んで、さらなる外商の推進を図ってまいりたいと考えております。

最後に遊漁の振興でございます。こちら先ほどの補正予算のところでも御説明いたしましたが、事業間の連携により、地域ぐるみで女性や家族連れなどの新たな顧客の拡大を図る遊漁船業者等にハード・ソフトの両面で支援をいたしまして、地域に多様な仕事をつくり出すことを目指し、今回、補正予算もお願いをしておるところです。

最後に、専門部会での評価と主な意見でございます。9月1日に開催しました水産業部会において、上半期の進捗状況と取り組み強化の方向性、先ほど御説明しました内容につきまして御説明をいたしまして、御了承をいただいております。

水産業部会の中でいただきました主な意見としまして、まず1番目には、漁船リース事業、こちらについては漁業者にとっては大変ありがたい制度ではあるが、中古船の入手がなかなか難しくなっていると、あるいは新船建造についても造船所が二、三年の予約待ちといった課題もあるんだと御意見が出ております。

それから、マグロの人工種苗の生産につきましては、量産化が成功したら、現在の宿毛だけでなく、県内全体に展開していくことや加工業も含めて地域に波及効果をもたらすよう、先を見据えた取り組みをしていただきたいという御意見もありました。

また、産業振興計画で加工場もできて売り上げも上がってきて、雇用の場もできてきたと。ただ現在、働き手の不足が切実な課題になっているという御意見もいただいております。

また、移住や雇用についての御意見もいただいたところでございます。

なお、こちらの資料につきましては、先ほどの水産業部会にあわせて、9月12日に開催されましたフォローアップ委員会でも同様の内容の説明をいたしまして、御了解を

いただいているところでございます。

取り組みの強化の方向性につきましては、現時点での方向性をお示しをさせていただいているというものでございまして、議会の皆様初め関係する方々などの御意見を伺いながら、これから来年度に向けて取り組みを具体化していくように考えておりますので、よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 マグロの養殖の関係ですけど、報告事項の2ページに、量産化が成功したらということを書かれておりますけれども、現在の段階で量産化を達成する上での課題は何かありますか。

◎松村水産政策課長 クロマグロの人工種苗につきましては、平成26年度から実施しております、本年度が3年目でございます。事業化に向けまして、本年度解決すべき課題としまして、一つは餌、マグロが受精卵からふ化しまして、その時点でいわゆるマダイとかそういった魚の仔漁、ふ化仔漁を餌として食わさないかんという中で、そのタイミングで大量のふ化仔漁を生産することが一つの大きな課題でございました。

それともう1点は、中間育成につきましては、昨年度、いわゆる中間育成の小割が小さかったもので、変形等で、歩留まりが悪かったということで、この中間育成技術も歩留まりを向上させることがございまして、この2つが今年度の大きな課題でございましたけれども、先ほど報告がありましたとおり沖出し1万7,000尾で約3,000尾程度の出荷サイズが見込め、両方ともクリアできたということで、来年度、事業化に向けて大きくステップアップできるんじゃないかという状況でございます。

◎坂本（孝）委員 それで、こういう量産化もそうですけど、流通販売面においても、いわゆるナノバブルの開発途上といえますか、そういうものがあるわけですが、ナノバブルについては、貝なんかには効果があるという検証はされてるようですけど、魚にはまだ検証されてないということですけど、県のナノバブルの支援状況といえますかね、どうかかわり方をしていますか。

◎松村水産政策課長 いわゆるファインバブルにつきましては、マグロではございませんけれども、養殖現場のほうで魚病対策等でいろいろ試しに使っております、その状況を見て今後普及するのかわからないのか判断されるべき状況にございます。

◎坂本（孝）委員 そしたら、現在のところは、県としては特に開発に支援してるということではない。

◎松村水産政策課長 試験場等も試験的に利用する中、既に業者のほうで現場で出回っておりますので、そういった中で実際に現場の方が使われて、どう判断されるかというレベルでございます。

◎坂本（孝）委員 現場の判断で効果があるとかないとかいう声はまだ上がってはきてないですか。

◎松村水産政策課長 まだ、今のところ明確にはなっておりません。

◎坂本（孝）委員 私らも1回、現場を見に行きまして、魚を水槽に移すときにかなり途中で死んでしまう。それで、ナノバブルを使うと生存率が高かったという話なんかも聞いて、これはかなり使えるんじゃないかなと思ってましたけど。現場の声が上がってこないということですけど、そういう現場の声もしっかりと拾い上げてもらって、使えるものはやっぱり事業の中へ取り組んでいく。結構広くこれは使えると思うわけですよ。そういう声を早く上げてもらって、県として支援できるところはしっかり支援していくことをお願いしたいと思うんですが、どうでしょうかね。

◎谷脇水産振興部長 私も商工労働部におりまして、ファインバブルの売り込みとかいろいろやらせていただきましたが、漁業指導所のメンバーも、ファインバブルの存在はもちろん知ってますし、もともと春野の漁協から、そうしたことに使えるんじゃないかというのが発端で水産業にも効果あるということでやっています。県内の企業の製品が、そうした水産業に効果があれば、一石二鳥一石三鳥でございますので、そうした視点は常に持ち続けてやりとりをしていきたいと思っています。

◎坂本（孝）委員 ぜひお願いします。

◎久保副委員長 高知家の魚応援の店についてお聞きしたいんですけども、ほんの数年前までは、関西を中心にしてやっと500店舗超したということで、本当に今後、流通ですとか販売の強化の面では、一番わかりやすい指標になると思うんですけども、先ほどお聞きしたら670店舗ということで、第3期の産業振興計画の平成31年度には1,000店舗、移住も1,000組を目指していますんで、同じ1,000ですごくわかりやすいんですけども、まず現在のこの670店舗の関西を中心ということなんですけども、高知家の魚応援の店の定義、要件というか、例えば高知県内の漁港から朝どれのやつを送るとか、なかなか遠いんで、高知船籍の者から持っていくとか、高知県人がお店をやっているところだとか、高知家の魚応援の店の定義なり要件とか踏まえた上で、関西と関東で670店舗の分布といいますか、そういうものをちょっと教えていただきたいんですけども。

◎宮本合併・流通支援課長 合併・流通支援課の宮本です。関係しますので、私のほうから御報告いたします。

今現在670店舗公認になっておりますけれども、内訳は関東と関西が大体300店舗ずつぐらいでございます。そのほか北海道から九州まで、あと最近では海外の飲食店も10店舗ほど登録をいただいているような現状でございます。また、高知家の魚応援の店の定義でございますが、この制度をスタートさせた当初は高知県産の魚をぜひ使いたい。使っている。なかなか高知県の魚は使えてないけれども、高知県を応援したいと、そういう飲

食店を対象に掘り起こしをさせていただいております。それで、先ほどの報告事項の資料の7ページのほうに登録店舗数がまだ600店舗のときですけれども、実は600店舗登録していただいたうちのその時点での実際に高知県の魚を取り扱っていただいているのは206店舗。残りの394店舗は、まだその時点では取り扱いはなかったということでございます。今後、これまでの取引状況を分析しまして、取引に至っている店舗の業態等を精査した上で、取り扱いありの店舗数をふやしていく中で、最終的に登録を1,000店舗に持っていきたいということでございます。

◎久保副委員長 この表を見たときに、この取り扱いなしというのは高知県からの魚が行ってないという意味の取り扱いなしということですか。

◎宮本合併・流通支援課長 そうです。流通の問題とか物流の問題等があって、なかなか高知県産の魚が取り扱いにくいとか、先ほど当初申しましたように、高知県を応援したいけれども、いろんな状況、いわゆる既存の取引先等もあって、なかなか急に取引先を変えることができないという飲食店もございまして、そういったことがあって取り扱いができてない店があるという話でございます。

◎久保副委員長 高知県の魚は取り扱ってないんだけど、気持ちは高知県を応援したいというところでも、高知家の魚応援の店と名乗ることはできるわけよね。

◎宮本合併・流通支援課長 当初はとにかくパイをふやしたいという思いがございましたので、登録要件としては、もう応援をしたいという店も登録対象にして登録させていただいております。

◎久保副委員長 ぜひ現在取り扱いないところでも、高知家の魚応援の店と名称を名乗って、高知県産材でつくった看板もつくるんですよね。ぜひそういうところも取り扱いをやっていただけるようにすれば、随分と実際に違ってくると思いますんで、お客さんに消費者に、これは高知県の実際の魚ですよとっていただいたらいいと思いますが、そのところ部長どうですか。

◎谷脇水産振興部長 取り扱いなしが400店舗近くありますけども、脈のあるところが半分以上230店舗あります。最初は何かわからなかったかもしれませんが、それが倍以上ふえてますから1,000店舗、決して夢でない数字だと思いますので、当然中身もそうですけど数も質も頑張ってふやして行って高知県のPRも魚のPRします。

◎明神委員長 いいですか。

(なし)

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、水産振興部を終わります。

《採決》

(執行部着席)

◎明神委員長 これより採決を行います。今回は議案数2件で、予算議案1件、条例その他議案1件であります。

それでは、採決を行います。

第1号議案「平成28年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第13号議案「(仮称)高知一宮団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。よって、第13号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いします。

(執行部退席)

《意見書》

◎明神委員長 それでは次に、意見書を議題といたします。

意見書案3件が提出されております。

「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書(案)が公明党とまほろばの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 文言修正をお願いできれば。内容は、まず、1つ目が非正規雇用労働者と非正規労働者と雇用があるのとないとありますので統一したらどうかということと。あと最後に要望事項の3点目が、ちょっと文言を案として申し上げますけれども、経営状態の厳しい中小企業や小規模事業者等の事業者が非正規雇用労働者の処遇改善に取り組みやすくするためのさまざまな支援のあり方について十分に検討することというような形で、文言修正をお願いします。できれば賛同できる。

◎ 全会一致になりにくい。

◎ この「多様な」という言葉が、正職員とか多様な労働力とか、この多様なの意味に相当いろいろ支障、支障言うたらおかしいですけども、例えば地域限定社員だとか、いろいろ懸念される雇用形態があるんで、そういった意味で一緒にはなりにくいかなという感じ

で。

◎ そうですね。多様という言葉の意味の中に、先ほど言うたような意味合いがあります。

◎ 今多様な正社員という中には、地域限定だとか、それから年限を区切るとか、いろんな形で使用者側から言われちゃうやつがあるわけよ。そういう概念を含んでるんでちょっと難しいかなと。あと同床異夢というか、同一労働同一賃金というの、主に使用者側が使いゆうのは同一企業に対する同じような効果のある働き方については同一賃金にすることなので、いわゆる成果主義的な、私なんかは非正規と正規の同じ働き方やったら同じ賃金と思うけどね。大分違うのよね。その概念がちょっと一致しないんで、無理かなと。

◎ それでは、意見の一致を見ないということでもいいですか。

◎明神委員長 それでは、正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「臨時国会でT P P協定を批准しないことを求める意見書（案）」が日本共産党と県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書（案）の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎明神委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

（小休）

◎ 不一致じゃないですか。

◎明神委員長 それでは、正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「原発の廃炉・賠償費用の託送料への転嫁を許さず、真の「電力システム改革」推進を求める意見書（案）」が日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書（案）の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎明神委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

（小休）

◎ 転嫁をしないということの趣旨は、我々も十分に理解をして、そのとおりだという意見でまとまりました。ただ、この意見書の文言修正等々を考えたときに、我々が出すのであれば、もう文言修正できないとか、一番の祈り書きのこの真の「電力システム改革」のところ、真のとかですけども、全くちょっと。例えば、うちが同じような趣旨の内容で意見書出していけば、合作じゃないですけど、ちょっと意見も合わせてできることもあったですけども、ないもので、そういう意味合いで趣旨はあれなんですけれども、もう直し切れないということで、今回ちょっと不一致ということをお願いしたい。

- ◎ この表題の転嫁を許さないことを求める意見書にしたらどう。
- ◎ いや、もう中も結局全部。本当に修正じゃなくて、もう変更になるんです。
- ◎ 不一致ね。

◎明神委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。
以上で本日の日程は全て終了いたしました。閉会の前に委員の皆さんにお諮りしたいことがあります。

まず、書記に資料を配付をさせます。

先月 28 日に常任委員会正副委員長会が開かれ、県外調査に係る報告書について協議を行いました。県外調査を行った場合、お配りしました調査出張報告書（案）のように、例年、事務局において概要をまとめておりましたが、さらに調査を踏まえた成果や委員会としての意見、提案なども掲載し充実すべきじゃないかとの意見がありました。御説明したとおり、報告書を充実することについて御了解いただきましたら、17 日の委員会最終日に県外調査について各委員の御意見をいただき、後日報告書を取りまとめたいと考えております。

それでは、県外調査に係る報告書の充実について、御異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

◎明神委員長 ありませんか。御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

それでは、10 月 17 日の委員長報告の取りまとめ等を行った後に調査出張報告書に係る意見をいただきたいと思います。

次に、青年農業士 O B 会との意見交換会についてであります。例年どおり青年農業士 O B 会より、意見交換会を行いたいとの要望がありました。今回は現地視察とあわせたものであります。意見交換を行うことについて御意見はないでしょうか。小休にいたします。

（小休）

—青年農業士 O B 会と意見交換会について協議—

◎明神委員長 正場に復します。

青年農業士 O B 会との意見交換会については、17 日に再検討ということでよろしいですか。

それでは、あす、あさっての委員会は休会とし、10 月 17 日、月曜日、11 時からでいいですか。

（異議なし）

それでは、月曜日 11 時から委員長報告の取りまとめを行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会を閉会いたします。 (15 時 51 閉会)